

KOBELCO

第171回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2024年6月19日(水曜日)
午前10時(午前9時開場予定)



場所

神戸市中央区港島中町6丁目11番1
神戸国際展示場2号館(1階)

決議事項

- 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の業績連動報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容の改定の件

インターネット又は書面(郵送)による議決権行使期限
2024年6月18日(火曜日)午後5時30分まで

株式会社神戸製鋼所

証券コード: 5406

招集ご通知がスマホでも!

パソコン・スマートフォンからでも招集ご通知がご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/5406/>



株主各位

(証券コード 5406)
2024年5月30日

神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号

株式会社神戸製鋼所

代表取締役社長 勝川 四志彦

第171回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わりありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第171回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ホームページ

<https://www.kobelco.co.jp/ir/library/convocation/index.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/5406/teiji/>



なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、以下のいずれかの方法により、2024年6月18日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権の行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示いただき、ご返送ください。

【インターネットによる議決権の行使】

「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、画面の表示に従って各議案の賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 **2024年6月19日（水曜日）午前10時（午前9時開場予定）**

2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目11番1 **神戸国際展示場2号館（1階）**

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
- 第171期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容及び計算書類の内容報告の件
 - 会計監査人及び監査等委員会の第171期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役の業績連動報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容の改定の件

4. 株主総会の招集ご通知に際してご提供すべき事項

- (1) 書面交付請求をいただいた株主の皆様へ送付する書面の範囲について
書面交付請求をいただいた株主の皆様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社の財産及び損益の状況、会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表として表示すべき事項につきましては、除いております。
なお、当社の財産及び損益の状況、会社の新株予約権等に関する事項、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況及び当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「会社支配に関する基本方針」）については、監査等委員会が監査報告を作成するに際して、事業報告の一部として監査を受けております。また、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。
- (2) 株主総会参考書類等の記載事項を修正する場合の周知方法について
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を左記インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。

株主の皆様へ

本年4月より代表取締役社長に就任した勝川四志彦でございます。
株主の皆様には、日頃から格別のご高配を賜わりまして厚く御礼申し上げます。

さて、2023年度は「KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）」の最終年度となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に比べ369億円増益の1,095億円となり、ROICは6.7%と目標としていた5%以上を達成することができました。

これを受け期末配当につきましては、1株につき45円とすることを決議し、年間配当は先の中間配当と合わせ、1株につき90円とさせていただきます。

当社グループは「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界。」の実現を企業理念の一つに掲げ、個性と技術を活かし合い、社会課題の解決に挑みつづけています。

当社グループの最大の武器は、「様々な個性を持つ人材と多様な技術・事業等のかけ算」により新たな価値を生み出せることにあり、この武器を活かすべく、2024年度よりスタートした「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」では、「稼ぐ力の強化」と「成長追求」、「カーボンニュートラルへの挑戦」の2つを最重要課題といたしました。

これらの課題を解決するには、現状に甘んずるのではなく、いろいろな変革が必要です。当社グループの強みを活かして課題を解決するとともに、引き続きサステナビリティ経営の強化に取り組み、魅力ある企業への変革を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては引き続き当社グループをご支援いただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

2024年5月30日




株式会社神戸製鋼所
代表取締役社長

勝川 四志彦

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使していただく方法は、以下の3つの方法がございます。

**書面（郵送）で
議決権を行使
いただく方法**




同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

**2024年6月18日（火曜日）
午後5時30分到着まで有効**

**インターネット
で議決権を行使
いただく方法**
(パソコン又はスマートフォン)




次ページの案内に従って、各議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2024年6月18日（火曜日）
午後5時30分入力完了まで有効**

**株主総会に
ご出席
いただく方法**



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

**2024年6月19日（水曜日）
午前10時（午前9時開場予定）**

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

● 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

ここに議案の賛否をご記入ください。

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中
株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXX年XX月XX日

基票日現在のご所有株式数 _____ XX 株
議決権の数 _____ XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXXXXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

第1号議案、第2号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 賛の欄に○印
- 全員反対する場合 ▶ 否の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ▶ 賛の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3号議案、第4号議案、第5号議案

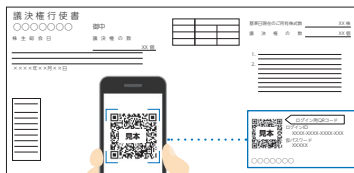
- 賛成の場合 ▶ 賛の欄に○印
- 反対する場合 ▶ 否の欄に○印

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

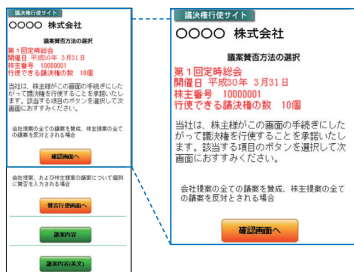
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は、
(株)デンソーウェブの
登録商標です。

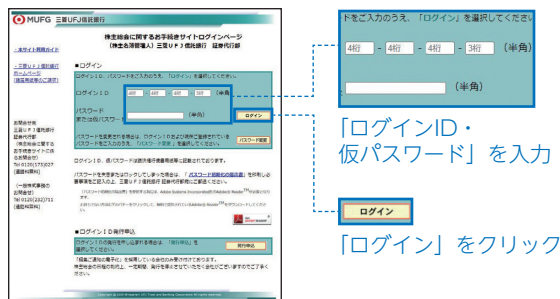
- 2 以降は、
画面の案内に
従って賛否を
ご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコン又はスマートフォンの
操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行（株）証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027 ○通話料無料
(受付時間) 午前9時～午後9時

三菱UFJ信託銀行（株）大阪証券代行部

0120-094-777 ○通話料無料
(受付時間) 土・日曜日、祝日を除く
午前9時～午後5時

ご参考

スマートフォンで
招集ご通知の
主要なコンテンツを
ご覧いただけます。



<https://p.sokai.jp/5406/>

1. インターネットによる議決権の行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分まではお取扱いを休止いたします。
2. 機関投資家の皆様は、(株)ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。
3. インターネットをご利用いただくための費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。

1. 総株主の議決権の数
2. 議案及び参考事項

3,919,532個

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらかじめ取締役8名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会において、監査等委員である社外取締役1名が参加している指名・報酬委員会の審議の内容を踏まえ検討した結果、候補者選定手続に特段の問題はなく、また、各候補者は、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に従って選定されており、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

（「【ご参考】取締役会の機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキル（スキルマトリックス）」並びに【ご参考】「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基本」もあわせてご参照ください。）

<取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）の一覧>

候補者番号		氏名		金融商品取引所 独立役員	現在の地位等
1	再任	かつかわ よしひこ 勝川 四志彦 (男性)	社内	—	代表取締役社長 コンプライアンス委員、指名・報酬委員 コーポレートガバナンス委員
2	再任	ながら はじめ 永良 哉 (男性)	社内	—	代表取締役副社長執行役員 コンプライアンス委員 コーポレートガバナンス委員
3	再任	さかもと こういち 坂本 浩一 (男性)	社内	—	取締役執行役員 品質マネジメント委員
4	再任	みやおか しんじ 宮岡 伸司 (男性)	社内	—	取締役執行役員
5	新任	きもと かずひこ 木本 和彦 (男性)	社内	—	執行役員 コーポレートガバナンス委員
6	再任	いとう こ 伊藤 ゆみ子 (女性)	社外	○	取締役 コーポレートガバナンス委員 (委員長)
7	再任	きたがわ しんすけ 北川 慎介 (男性)	社外	○	取締役 コーポレートガバナンス委員
8	新任	つかもと よしえ 塚本 良江 (女性)	社外	○	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社内 社内取締役候補者 社外 社外取締役候補者

(注) 1. 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しております。各候補者が取締役に選任された場合、再任の候補者については、各氏との当該契約を継続する予定であり、新任の候補者については、各氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。当該契約の詳細につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。

(注) 2. 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の更新に先立ち、取締役会で更新の決議を行います。当該保険契約の詳細につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。

(注) 3. 伊藤ゆみ子氏が取締役に再任されますと、本定時株主総会終了後、最初に開催される取締役会において、取締役会議長に選定される予定であります。

各候補者の略歴等は次のとおりであります。各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

候補者番号	1	かつかわ よしひこ 勝川 四志彦 (1962年3月12日生)	再任 社内	所有する当社株式数	43,600株
				2023年度取締役会出席率	19回/19回 (100%)



略歴 (地位)

1985年 4月 当社入社
 2015年 4月 当社執行役員
 2017年 4月 当社常務執行役員
 2018年 4月 当社専務執行役員
 2018年 6月 当社取締役専務執行役員
 2021年 4月 当社取締役執行役員
 2023年 4月 当社取締役副社長執行役員
 2024年 4月 当社取締役社長 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

—

候補者とした理由

当社の経営企画部門、事業部門の企画管理部門での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。当社が「KOBELCOグループ中期経営計画 (2024~2026年度)」の完遂と更なる飛躍を目指すためには、経営トップには、客観的に全体をみた判断が求められます。こうしたことから、本社の経営企画部門や経理・財務等当社グループの経営管理に関する豊富な経験を有する勝川四志彦氏が適任であると判断しております。

候補者番号	2	ながら はじめ 永良 哉 (1961年7月5日生)	再任 社内	所有する当社株式数	42,400株
				2023年度取締役会出席率	19回/19回 (100%)



略歴 (地位)

1985年 4月 当社入社
 2016年 4月 当社執行役員
 2018年 4月 当社常務執行役員
 2020年 4月 当社専務執行役員
 2020年 6月 当社取締役専務執行役員
 2021年 4月 当社取締役執行役員
 2023年 4月 当社取締役副社長執行役員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

内部統制・監査部、安全・環境部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所 (直属部門) の総括、全社コンプライアンスの総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括

候補者とした理由

当社の人事部門や事業部門の企画管理部門での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。加えて、内部統制、コンプライアンス、安全衛生、環境防災、法務、総務、人事、調達等サステナビリティ経営推進の土台となる各部門を監督する立場として、人事部門や企画部門における豊富な経験を有する永良哉氏が適任であると判断しております。

候補者番号	3	さかもと こういち 坂本 浩一	再任 社内 (1964年4月30日生)	所有する当社株式数	17,200株
				2023年度取締役会出席率	14回/14回 (100%)



略歴 (地位)

- 1990年 4月 当社入社
- 2012年 4月 当社技術開発本部材料研究所長
- 2017年10月 当社開発企画部長
- 2019年 4月 当社執行役員
- 2023年 6月 当社取締役執行役員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

品質統括部、技術戦略企画部、知的財産部の総括、技術開発本部の総括、全社品質の総括、全社TQM活動推進の総括、全社技術開発の総括

- 坂本浩一氏が取締役に就任した2023年6月21日以降、取締役会を14回開催しております。

候補者とした理由

当社の技術開発本部及び鉄鋼アルミ事業部門における技術開発、技術企画分野での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。加えて、価値創造を推進する技術開発、知的財産分野や、持続的成長を支える品質分野を監督する立場として、技術開発、技術企画分野における豊富な経験を有する坂本浩一氏が適任であると判断しております。

候補者番号	4	みやおか しんじ 宮岡 伸司	再任 社内 (1969年7月21日生)	所有する当社株式数	2,400株
				2023年度取締役会出席率	14回/14回 (100%)



略歴 (地位)

- 1994年 4月 当社入社
- 2018年 4月 当社経営企画部長
- 2022年 4月 当社執行役員
- 2023年 6月 当社取締役執行役員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

事業開発部、IT企画部の総括、全社システムの総括

- 宮岡伸司氏が取締役に就任した2023年6月21日以降、取締役会を14回開催しております。

候補者とした理由

当社の経営企画部門や鉄鋼事業の製品技術分野での豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。加えて、新規事業の創出やデジタルトランスフォーメーションの推進を監督する立場として、経営企画部門と製品技術分野における豊富な経験を有する宮岡伸司氏が適任であると判断しております。

候補者
番号

5

きもと かずひこ
木本 和彦

新任 社内

(1965年9月15日生)

所有する当社株式数

27,700株

2023年度取締役会出席率

—



略歴 (地位)

1988年 4月 当社入社

2018年 4月 当社執行役員

2020年 4月 当社常務執行役員

2021年 4月 当社執行役員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

経営企画部、財務経理部、海外拠点 (本社所管) の総括、社長特命事項の担当、IR活動について総務・CSR部総括役員を支援

候補者とした理由

当社の鉄鋼アルミ事業部門の営業分野における豊富な経験・見識を有しており、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、適任であると判断しております。加えて、当社グループの経営企画部門や経理・財務等経営改革の実行を支える本社部門を監督する立場として、鉄鋼アルミ事業部門における重要な事業戦略策定・推進に関する豊富な経験を有する木本和彦氏が適任であると考えております。

候補者
番号

6

いとう
こ
伊藤 ゆみ子再任 社外 金融商品取引所独立役員
(1959年3月13日生)

所有する当社株式数 8,400株

2023年度取締役会出席率 19回/19回 (100%)

社外取締役在任期間 5年



略歴 (地位)

1984年 4月 衆議院法制局参事
 1989年 4月 弁護士登録
 坂和総合法律事務所入所
 1991年 7月 田辺総合法律事務所入所
 2001年 4月 ジーイー横河メディカルシステム(株) (現 GEヘルスケア・ジャパン(株)) 法務・特許室長
 2004年 5月 日本アイ・ビー・エム(株)法務・知的財産スタッフ・カウンセル
 2007年 3月 マイクロソフト(株) (現 日本マイクロソフト(株)) 執行役 法務・政策企画統括本部長
 2013年 4月 シャープ(株)執行役員
 2013年 6月 同社取締役兼常務執行役員
 2014年 4月 同社取締役兼常務執行役員
 2016年 6月 同社常務執行役員
 2019年 4月 イトウ法律事務所開設、代表就任 (現任)
 2019年 6月 当社取締役 (現任)
 参天製薬(株)社外監査役
 2023年 3月 NIPPON EXPRESSホールディングス(株)社外取締役 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

イトウ法律事務所代表
 NIPPON EXPRESSホールディングス(株)社外取締役

- 伊藤ゆみ子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、伊藤ゆみ子氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 伊藤ゆみ子氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

ジーイー横河メディカルシステム(株) (現 GEヘルスケア・ジャパン(株))	業務執行者退任：2004年4月 (3年以上経過)
日本アイ・ビー・エム(株)	業務執行者退任：2007年2月 (3年以上経過)
マイクロソフト(株) (現 日本マイクロソフト(株))	業務執行者退任：2013年3月 (3年以上経過)
シャープ(株)	業務執行者退任：2019年3月 (3年以上経過)
坂和総合法律事務所	退所：1991年7月 (3年以上経過)
田辺総合法律事務所	退所：2001年3月 (3年以上経過)
イトウ法律事務所	当社との取引なし

- 当社と伊藤ゆみ子氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者とした理由及び
期待される役割の概要

企業経営における法務領域を中心とした豊富な経験や高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて経営に係る積極的な助言及び提言を行い、コーポレートガバナンス委員会においても、委員長として独立的かつ公正な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

候補者
番号

7

きたがわ しんすけ
北川 慎介再任 社外 金融商品取引所独立役員
(1958年3月5日生)

所有する当社株式数 2,500株

2023年度取締役会出席率 19回/19回 (100%)

社外取締役在任期間 2年



略歴 (地位)

1981年 4月 通商産業省入省
 2012年 9月 経済産業省貿易経済協力局長
 2013年 6月 経済産業省中小企業庁長官
 2015年 7月 経済産業省退官
 2015年11月 三井物産(株)顧問
 2016年 4月 同社常務執行役員
 2019年 4月 同社専務執行役員
 2020年 7月 (株)三井物産戦略研究所代表取締役社長
 2022年 6月 当社取締役 (現任)
 2023年 3月 三井物産(株)専務執行役員退任
 (株)三井物産戦略研究所代表取締役社長退任
 2023年 4月 三井物産(株)顧問
 2023年 6月 豊トラスティ証券(株)社外監査役 (現任)
 (一社)日本商事仲裁協会理事長 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

豊トラスティ証券(株)社外監査役
 (一社)日本商事仲裁協会理事長

- 北川慎介氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、北川慎介氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 北川慎介氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

三井物産(株)	当社からの販売：当社の連結総売上高の1%未満 当社の購入：三井物産(株)の連結総売上高の1%未満
(株)三井物産戦略研究所	当社との取引なし
(一社)日本商事仲裁協会	当社との取引なし

- 当社と北川慎介氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者とした理由及び
期待される役割の概要

資源エネルギー分野をはじめ経済産業政策に関わる豊富な経験及び当社とは異なる事業領域での経験に基づく産業界全般に対する高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会にて経営に係る積極的な助言及び提言を行い、コーポレートガバナンス委員会においても、委員として独立的かつ公正な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

候補者
番号

8

つかもと よしえ
塚本 良江

新任 社外 金融商品取引所独立役員

(1963年1月12日生)

所有する当社株式数

0株

2023年度取締役会出席率

-

社外取締役在任期間

-



略歴 (地位)

1986年 4月 日本電信電話(株)入社
 2000年 6月 (株)NTT-X gooカンパニー長
 2002年11月 マイクロソフト(株) (現 日本マイクロソフト(株)) MSN事業部長
 2003年 7月 同社執行役
 2007年 2月 (株)ACCESS Vice President
 メディア事業準備室長
 2008年 8月 NTTコミュニケーションズ(株)経営企画部マーケティングソリューション室長
 2012年10月 NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)代表取締役社長 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)代表取締役社長

- 塚本良江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、本定時株主総会で塚本良江氏が取締役を選任された場合、金融商品取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 塚本良江氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

日本電信電話(株)	業務執行者退任：2000年6月 (3年以上経過)
(株) NTT-X	業務執行者退任：2002年11月 (3年以上経過)
マイクロソフト(株) (現 日本マイクロソフト(株))	業務執行者退任：2007年2月 (3年以上経過)
(株)ACCESS	業務執行者退任：2008年8月 (3年以上経過)
NTTコミュニケーションズ(株)	業務執行者退任：2012年10月 (3年以上経過)
NTTコム オンライン・マーケティング・ソリューション(株)	当社との取引なし

- 当社と塚本良江氏とは、本定時株主総会で同氏が取締役に選任された場合、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。

候補者とした理由及び期待される役割の概要

産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者としての高い見識をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏には、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

第2号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役5名のうち4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

(「【ご参考】取締役会の機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキル(スキルマトリックス)」並びに【ご参考】「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基本」もあわせてご参照ください。)

候補者番号		氏名		金融商品取引所 独立役員	現在の地位等
1	新任	ごとう ゆういちろう 後藤 有一郎 (男性)	社内	—	執行役員
2	再任	こうの まさあき 河野 雅明 (男性)	社外	○	監査等委員 (監査等委員会委員長) 指名・報酬委員 コーポレートガバナンス委員
3	再任	みうら くに お 三浦 州夫 (男性)	社外	○	監査等委員 コンプライアンス委員 (委員長)
4	再任	せきぐち のぶ こ 関口 暢子 (女性)	社外	○	監査等委員

(注) 1. 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、監査等委員である各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合、再任の候補者については、各氏との当該契約を継続する予定であり、新任の後藤有一郎氏については、同氏との間で同様の補償契約を締結する予定であります。当該契約の詳細につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。

(注) 2. 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の更新に先立ち、取締役会で更新の決議を行います。当該保険契約の詳細につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。


再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社内 社内取締役候補者 社外 社外取締役候補者

(ご参考) 引き続き在任となる監査等委員である取締役は以下のとおりです。

氏名		金融商品取引所 独立役員	現在の地位等
まつもと ぐんゆう 松本 群雄 (男性)	社内	—	監査等委員 (常勤)

社内 社内取締役

各候補者の略歴等は次のとおりであります。各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

候補者 番号	1	ごとう ゆういちろう 後藤 有一郎 (1964年7月17日生)	新任 社内	所有する当社株式数	24,503株
				2023年度取締役会出席率	—
				2023年度監査等委員会出席率	—
			略歴 (地位)		候補者とした理由
			<p>1990年 4月 当社入社</p> <p>2017年 4月 当社執行役員</p> <p>2020年 4月 当社常務執行役員</p> <p>2021年 4月 当社執行役員 (現任)</p>		
			[担当・重要な兼職の状況]		<p>当社の技術開発本部における技術開発、技術企画分野、プロジェクト管理に関する豊富な経験・見識に加え、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」に照らして、監査等委員として適任であると判断しております。</p>
			—		
			<ul style="list-style-type: none"> ●後藤有一郎氏が本定時株主総会で監査等委員である取締役を選任されますと、本定時株主総会終了後、最初に開催される監査等委員会において、常勤の監査等委員に選定される予定であります。 ●当社と後藤有一郎氏とは、本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。 		

候補者
番号

2

この まさあき
河野 雅明再任 社外 金融商品取引所独立役員
(1957年2月24日生)

所有する当社株式数	5,800株
2023年度取締役会出席率	19回/19回(100%)
2023年度監査等委員会出席率	17回/17回(100%)
社外取締役在任期間	4年



略歴 (地位)

1979年 4月	(株)第一勧業銀行入行
2006年 3月	(株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) 執行役員
2008年 4月	同行常務執行役員
2011年 4月	(株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員
2011年 6月	同社常務取締役 (兼) 常務執行役員
2012年 4月	(株)みずほ銀行常務執行役員 (株)みずほコーポレート銀行常務執行役員 みずほ信託銀行(株)常務執行役員
2013年 4月	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役 (株)みずほ銀行取締役副頭取 (代表取締役) (兼) 副頭取執行役員 (株)みずほコーポレート銀行副頭取執行役員
2013年 7月	(株)みずほフィナンシャルグループ副社長執行役員
2016年 4月	(株)オリエントコーポレーション顧問
2016年 6月	同社代表取締役社長 (兼) 社長執行役員
2020年 4月	同社代表取締役会長 (兼) 会長執行役員
2020年 6月	同社取締役会長 (兼) 会長執行役員 (現任) 当社取締役 監査等委員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

(株)オリエントコーポレーション取締役会長 (兼) 会長執行役員

候補者とした理由及び
期待される役割の概要

金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識等、金融界における知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて経営に係る積極的な助言及び提言を行っているほか、監査等委員会委員長として、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。また、コーポレートガバナンス委員会及び指名・報酬委員会では、委員として独立的かつ公正な立場から、持続的成長及び企業価値向上に資する当社の経営体制の在り方に係る助言及び提言を行っております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。なお、同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 河野雅明氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、河野雅明氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 河野雅明氏は、2016年4月まで当社の主要な取引先の一つである(株)みずほ銀行の業務執行者でありました。
- 河野雅明氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

(株)みずほフィナンシャルグループ	業務執行者退任：2016年4月（3年以上経過）
(株)みずほ銀行 (株)みずほコーポレート銀行は2013年7月に(株)みずほ銀行に統合されました。)	業務執行者退任：2016年4月（3年以上経過）
みずほ信託銀行(株)	業務執行者退任：2013年4月（3年以上経過）
(株)オリエントコーポレーション	当社との取引なし (同社は、当社の主要な借入先の一つである(株)みずほ銀行の親会社である(株)みずほフィナンシャルグループの関連会社ですが、当社の(株)みずほ銀行からの借入れには関与しておりません。)

- 当社と河野雅明氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

3

みうら くに お
三浦 州夫

再任 社外 金融商品取引所独立役員
(1953年2月13日生)

所有する当社株式数	5,800株
2023年度取締役会出席率	19回/19回(100%)
2023年度監査等委員会出席率	17回/17回(100%)
社外取締役在任期間	4年



略歴 (地位)

1979年 4月	裁判官任官
1988年 3月	裁判官退官
1988年 4月	弁護士登録
1997年 4月	河本・三浦法律事務所開設、代表就任 (現任)
2003年 6月	ヤマハ(株)社外監査役
2008年 6月	旭情報サービス(株)社外監査役 (現任)
2010年 6月	住友精化(株)社外監査役
2020年 6月	当社取締役 監査等委員 (現任)
2021年 6月	住友精化(株)社外取締役 (監査等委員)
2023年 6月	同社社外取締役 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

河本・三浦法律事務所代表
旭情報サービス(株)社外監査役
住友精化(株)社外取締役

候補者としての理由及び期待される役割の概要

社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、裁判官及び弁護士としての豊富な経験、他の上場企業の社外役員としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」に照らして、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行っているほか、監査等委員及びコンプライアンス委員会委員長として、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

- 三浦州夫氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、三浦州夫氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 三浦州夫氏は、当社の「独立役員の基準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

河本・三浦法律事務所

当社との取引なし

- 当社と三浦州夫氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

候補者
番号

4

せきぐち のぶこ
関口 暢子

再任 社外 金融商品取引所独立役員

(1968年7月3日生)

所有する当社株式数	1,800株
2023年度取締役会出席率	19回/19回(100%)
2023年度監査等委員会出席率	17回/17回(100%)
社外取締役在任期間	2年



略歴 (地位)

- 2005年 11月 (株)カプコン入社
- 2011年 4月 同社執行役員経営企画統括
- 2016年 4月 同社常務執行役員経営企画・人事本部長
- 2019年 6月 (株)ダスキン社外取締役 (現任)
- 2020年 6月 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役 (監査等委員) (現任)
- 2022年 6月 当社取締役 監査等委員 (現任)

[担当・重要な兼職の状況]

(株)ダスキン社外取締役
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役 (監査等委員)

候補者とした理由及び期待される役割の概要

産業界における当社とは異なる事業領域での財務、会計及び経営管理に関する豊富な経験、他の上場企業の監査等委員である社外取締役としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の見準」に照らして、当社の監査等委員である社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、これまで、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行っているほか、監査等委員として、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。同氏には、引き続き、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。なお、同氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

- 関口暢子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 当社は、関口暢子氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。
- 関口暢子氏は、当社の「独立役員の見準」を満たしております。概要は次のとおりであります。

(株)カプコン

業務執行者退任：2019年3月（3年以上経過）

- 当社と関口暢子氏とは、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結しております。本定時株主総会で同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

しおじ ひろうみ
塩路 広海

【社外】 金融商品取引所独立役員

(1957年1月28日生)

所有する当社株式数

0株



略歴(地位)

- 1987年 4月 弁護士登録、浅岡法律事務所(現 浅岡・瀧法律会計事務所) 入所
- 1991年 4月 塩路法律事務所(現 弁護士法人塩路総合法律事務所) 開設、所長
- 2007年 6月 (株)立花エレテック社外監査役
- 2015年 6月 (株)フジシールインターナショナル社外取締役(現任)
- 2021年 12月 弁護士法人塩路総合法律事務所代表社員(現任)
- 2022年 6月 (株)立花エレテック社外取締役(監査等委員)(現任)

【担当・重要な兼職の状況】

弁護士法人塩路総合法律事務所代表社員

(株)立花エレテック社外取締役(監査等委員)

(株)フジシールインターナショナル社外取締役

- 塩路広海氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 本議案が承認可決され、塩路広海氏が監査等委員である取締役に就任する場合、金融商品取引所に独立役員として届け出る予定です。
- 塩路広海氏は、当社の「独立役員」の基準を満たしております。概要は次のとおりであります。

浅岡法律事務所(現 浅岡・瀧法律会計事務所)	退所: 1991年3月(3年以上経過)
塩路法律事務所(現 弁護士法人塩路総合法律事務所)	当社との取引なし

- 当社と塩路広海氏とは、本議案が承認可決され、同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任について、法令が規定する最低責任限度額に限定する旨の契約を締結する予定であります。
- 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、塩路広海氏が監査等委員である取締役に就任する場合、同氏との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結する予定であります。当該契約の詳細につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。
- 当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、塩路広海氏が監査等委員である取締役に就任する場合、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の詳細につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。

候補者とした理由及び期待される役割の概要

社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験、他の上場企業の社外役員としての知見をもとに、客観的、公正・中立な判断ができる人物であることから、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員」の基準に照らして、適任であると判断しております。同氏が監査等委員である取締役に就任する場合、同氏には、取締役会及び独立社外取締役会議にて積極的に経営に係る助言及び提言を行うなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たすことを期待しております。

第4号議案

取締役の業績連動報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額のうち業績連動報酬については、2022年6月22日開催の第169回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）に対する業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額についてご承認（以下、「原決議」といいます。）いただき、今日に至っております。

本議案は、中期経営計画に掲げる目標達成に対する取締役のインセンティブをより一層高めることを目的として、業績連動報酬の比率を引き上げるため、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額240百万円以内から総額387百万円以内に引き上げる旨のご承認をお願いするものであります。また、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人としての職務に関する給与は含まないものといたします。

業績連動報酬につきましては、予め定めた基準額に当社の業績等に基づき算出される0%から200%の範囲の係数を乗じた金額を支払うことを予定しており、最大200%の係数が乗じられる場合の支給上限額が前記387百万円以内となるものであります。業績連動報酬の報酬額算出にあたっての具体的な数値目標の設定、算定方法、対象となる各取締役の役位別基準額、支給時期等の詳細は、指名・報酬委員会の意見を聴取して検討のうえ、取締役会にて決議するものとしたたく存じます。

当社取締役会は、本議案が当社の役員報酬制度の基本方針に合致しており、その内容は相当であるものと考えております。なお、本議案については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会においても、法令及び当社の役員報酬制度の基本方針に照らし、問題がないことを確認しており、監査等委員会からは、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合、業績連動報酬の支給対象となる取締役は社外取締役及び監査等委員である取締役を除く5名となります。

※当社の役員報酬制度の基本方針及び詳細については、本招集ご通知添付の事業報告をご参照ください。

第5号議案

取締役に対する株式報酬等の額及び内容の改定の件

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）を対象とした株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）について、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会、2021年6月23日開催の第168回定時株主総会及び2022年6月22日開催の第169回定時株主総会において、ご承認いただき今日に至っております（2022年6月22日開催の第169回定時株主総会でのご承認を「原決議」といいます。）。

当社は、グループ企業理念で掲げる「安全・安心で豊かな暮らしの中で、今と未来の人々が夢や希望を叶えられる世界。」の実現に向け、サステナビリティ経営の推進に取り組んでおります。本議案は、カーボンニュートラルへの挑戦をはじめとしたESGに関する各種経営課題の解決を積極的に推し進めることができるよう、本制度に係る指標に非財務指標であるESG関連指標を導入することに伴い、取締役に対する株式報酬等の額及び内容を改める旨のご承認をお願いするものであります。

当社取締役会は、本議案が、原決議の主旨から変わらず、株主の皆様と価値観を共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大に対する取締役の貢献意識を高めることを目的としており、当社取締役会にて決議された当社の役員報酬制度の基本方針にも合致していることから、その内容は相当であるものと考えております。なお、本議案については、半数以上が独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会においても、法令及び当社の役員報酬制度の基本方針に照らし、問題がないことを確認しており、監査等委員会からは、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

本制度の詳細につきましては、下記【本制度の概要等】の枠内で、取締役会にご一任いただきたく存じます。

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は社外取締役及び監査等委員である取締役を除く5名となります。

※当社の役員報酬制度の基本方針及び詳細については、本招集ご通知添付の事業報告をご参照ください。

【本制度の概要等】

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、下記(2)の取締役及び執行役員（以下、「取締役等」といいます。）に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、信託期間中の3年毎の一定期日といたします。

(2) 本制度の対象者

当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役は、本制度の対象外といたします。）及び執行役員

(3) 当社が本信託に拠出する金額

当社は、2017年3月末日で終了した事業年度から2019年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間、及び当該3事業年度の経過後に開始する3事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入しており、各対象期間に関して本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要となる株式の取得資金として、1,100百万円（うち、当社取締役分570百万円、ただし、2023年3月末日で終了した事業年度からの対象期間以降は、当社取締役分360百万円）を上限として拠出し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定しております。当社が拠出した金銭を原資として本信託が取得し、信託財産内に残存する当社株式（対象期間の末日において、すでに取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭は、本議案の承認可決による制度改定後も、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

今般、本制度に係る指標に非財務指標であるESG関連指標を導入することに伴い、2023年3月末日で終了した事業年度からの対象期間から、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間毎に、本信託による上記株式の取得資金として1,250百万円（うち、当社取締役分は400百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行うおとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象期間の末日において、すでに取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、本議案で承認を得た上記上限から残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額で金額換算します。）を控除した額とします。

ご参考として、2024年4月1日時点の終値である1,986円での当社株式の取得を前提とした場合、2023年3月末日で終了した事業年度からの対象期間に関して、当社が取締役等への給付を行うための株式の取得資金として本信託に拠出する資金の上限額1,250百万円を原資に取得される株式数は、63万株となります。

(4) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて行います。

(5) 取締役等に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度毎に、役員株式給付規程に基づき、役員・報酬ランク及び業績等に応じて定まる数のポイントを各取締役等に付与します。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、2024年3月末日で終了する事業年度まで、1,295,600ポイント（うち、当社取締役分424,100ポイント）を上限としていましたが、今般、本制度に係る指標に非財務指標であるESG関連指標を導入することに伴い、2025年3月末日で終了する事業年度より、1,472,400ポイント（うち、当社取締役分471,200ポイント）を上限とします。

取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者要件を満たす時点までに当該取締役等に付与されたポイントを合計した数とします。

(6) 取締役等に対する当社株式等の給付時期

取締役等が役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントを累積した数に相当する当社株式について、原則として、信託期間中の3年毎の一定期日に本信託から当社株式等の給付を受けます。ただし、取締役等が退任する場合は、当該期日にかかわらず、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に給付手続に必要な期間を経て本信託から給付を受けます。

なお、取締役等が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を時価で換算した金銭の給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託が当社株式を売却する場合があります。

【ご参考】本議案における原決議からの変更点

	旧（原決議でご承認いただいた内容）	今回ご承認をお願いする内容
各対象期間毎に当社株式の取得資金として当社が拠出する金額の上限	1,100百万円（うち、当社取締役分は360百万円）	1,250百万円（うち、当社取締役分は400百万円）
各事業年度毎に取締役等に付与されるポイント数の合計の上限	1,295,600ポイント（うち、当社取締役分424,100ポイント）	1,472,400ポイント（うち、当社取締役分471,200ポイント）

以上

(ご参考：第4号議案、第5号議案が原案どおり承認可決された場合の当社の役員報酬制度)

○報酬の種類と内容

報酬の種類		内容
基本報酬		役位及び委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく固定額を金銭で支給。
業績連動報酬	組織業績反映分	役位及び報酬ランク別の基準額に対して、全社及び各事業部門の業績管理指標（※）に応じた係数（0～200%）を乗じて支給額を決定し、事業年度終了後に金銭で一括支給。 ※中期経営計画で掲げるROIC 8%を達成した際に支給係数が最大（200%）となる。
	個人評価反映分	役位及び報酬ランク別の基本報酬に対して、役員個人の業績やESG関連の取組み状況を総合的に勘案して決定した係数（▲5～5%）を乗じて支給額を決定し、事業年度終了後に金銭で一括支給。
株式報酬		毎年以下のポイントの合計を付与し、3年毎の一定期日に累積付与ポイント数に応じて当社株式を給付。 <当期利益反映分> 役位及び報酬ランク別の基準ポイントに対して、親会社株主に帰属する当期純利益及び配当実施状況に応じた係数（0～80%）を乗じて単年度の付与ポイント数を決定。 <ESG評価反映分> 役位及び報酬ランク別の基準ポイントに対して、ESG関連指標の評価（※）に応じた係数（0～40%）を乗じて単年度の付与ポイント数を決定。 ※CDP気候変動スコア、FTSE ESGスコア、MSCI ESGレーティングの評価結果

○制度改正後の各報酬の割合（取締役社長の場合）



※業績連動報酬、株式報酬の支給係数が100%である場合

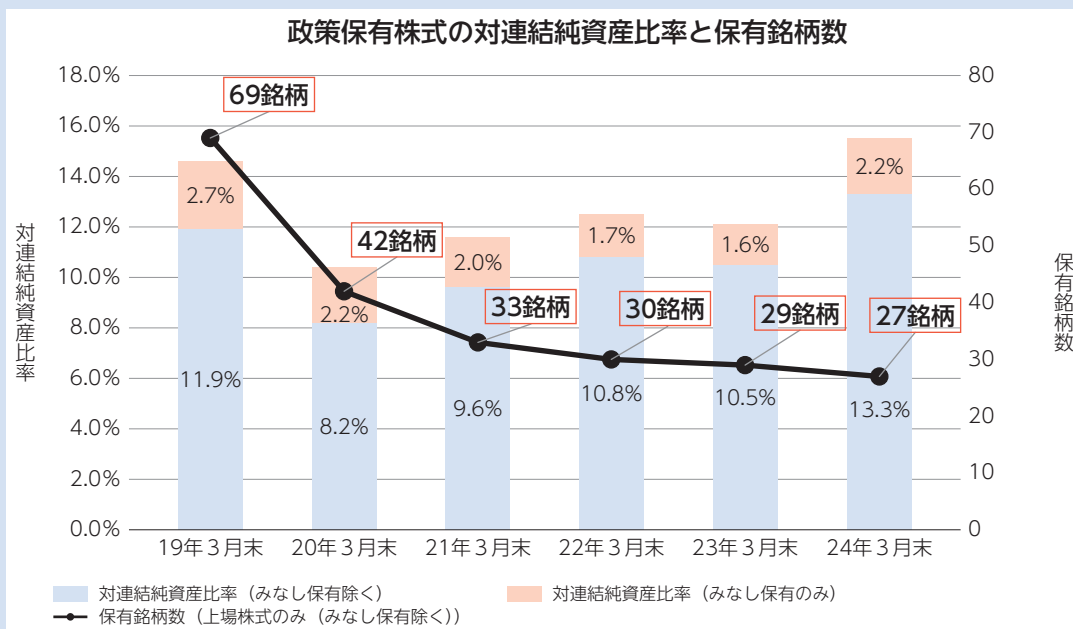
※上図以外に、業績連動報酬の個人評価反映分を基本報酬の▲5～5%の範囲で支給

【ご参考】 当社の政策保有株式の保有状況について

政策保有株式について、当社は、「当社グループの成長に資する提携等のために必要と考えられる場合には、資本効率・経済合理性などを考慮した上で株式の保有を行います。但し、その保有は必要最小限とし、段階的に縮減を図ってまいります。」とする「政策保有株式の保有の基本方針」のもと、毎年、保有の適否に関する検証を行い、保有意義の希薄化が認められた銘柄については、売却等による縮減を行っております。

その結果、下表の通り、2024年3月末時点において、対連結純資産比率では保有銘柄の株価上昇により2023年3月末比で増加しているものの、**上場株式の保有銘柄数（みなし保有を除く）**では、**27銘柄**まで縮減しております。

※ 「政策保有株式の保有の基本方針」の全文については、当社ホームページに掲載の「神戸製鋼所のコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方、取組み」をご参照ください。



【ご参考】取締役会の機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキル（スキルマトリックス）

当社グループの中長期的な重要課題（マテリアリティ）の解決と2024年5月に策定・公表した「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」の遂行に向けて、取締役会としての機能向上のために、取締役候補者に特に発揮を期待する知識・経験・スキルを整理しています。この知識・経験・スキルの各分野は、今後、事業環境の変化や新たな経営計画の策定等、状況の変化に応じて随時見直しを行ってまいります。

本定時株主総会にて選任をお願いしている取締役候補者及び引き続き在任となる監査等委員である取締役がもつ知識・経験・スキルの中から、各人に特に期待する分野は、以下のとおりです。

<取締役会としての機能向上のために特に発揮を期待する知識・経験・スキルに関する考え方>

- ・ KOBELCOグループは、「グループ企業理念」をあらゆる事業活動の基盤として、サステナビリティ経営を推進することにより、中長期的な企業価値の向上を目指しています。
- ・ 取締役会が、KOBELCOグループの中長期的な企業価値向上に向け、経営の重要な方向性の決定とリスクマネジメントを含むモニタリングを適切に行うためには、取締役会全体として、「経営全般に関する総括的な分野」、「社会課題の解決や新たな価値創造に関する分野」、「経営基盤の更なる強化に関する分野」について、知識・経験・スキルを有する取締役をバランス良く構成する必要があると考えています。さらに、「他業種知見」について、特に社外取締役の知識・経験・スキルの発揮を期待しています。
- ・ 分野内の各項目は、事業環境や経営計画に加えて、当社の事業戦略や事業特性も考慮し、コーポレートガバナンス委員会及び指名・報酬委員会で議論のうえ、内容を決定しております。

	氏名	性別	在任年数	取締役会出席回数	監査等委員会出席回数	経営全般に関する総括的な分野		社会課題の解決や新たな価値創造に関する分野			経営基盤の更なる強化に関する分野			他業種知見
						事業経営・経営管理	ESG	営業戦略・マーケティング	技術開発・知的財産・生産技術・DX	グローバルビジネス	財務・会計	組織・人事	法務・リスクマネジメント	
取締役	勝川 四志彦	社内	男性	6	19回中19回 (100%)	-	●	●		●	●			
	永良 哉	社内	男性	4	19回中19回 (100%)	-	●	●				●	●	
	坂本 浩一	社内	男性	1	14回中14回 (100%)	-	●	●						
	宮岡 伸司	社内	男性	1	14回中14回 (100%)	-	●		●	●				
	木本 和彦	社内	男性	-	-	-	●	●	●	●				
	伊藤 ゆみ子	社外・独立役員	女性	5	19回中19回 (100%)	-		●		●			●	●
	北川 慎介	社外・独立役員	男性	2	19回中19回 (100%)	-		●		●			●	●
塚本 良江	社外・独立役員	女性	-	-	-	●		●	●				●	
監査等委員である取締役	松本 群雄	社内	男性	1	14回中14回 (100%)	12回中12回 (100%)	●				●	●		
	後藤 有一郎	社内	男性	-	-	-		●	●	●				
	河野 雅明	社外・独立役員	男性	4	19回中19回 (100%)	17回中17回 (100%)	●	●			●		●	
	三浦 州夫	社外・独立役員	男性	4	19回中19回 (100%)	17回中17回 (100%)		●					●	●
	関口 暢子	社外・独立役員	女性	2	19回中19回 (100%)	17回中17回 (100%)		●			●	●		●

※各人がもつすべての知識・経験・スキルを表すものではなく、特に期待する分野について、最大4つまで●印を付けております。

※取締役坂本浩一氏、取締役宮岡伸司氏及び取締役松本群雄氏が取締役役に就任した2023年6月21日以降、取締役会は14回、監査等委員会は12回開催されています。

【ご参考】当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」

第1号議案、第2号議案及び第3号議案に上程しております各候補者の指名にあたっては、指名・報酬委員会に対し、当社の「取締役候補者指名にあたっての考え方」及び「独立役員の基準」を充足するか否かを含めて諮問し、その答申を受けて、取締役会において指名の審議・承認を行いました。

【取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者指名にあたっての考え方】

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の資質を持つ人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

- A) ステークホルダーに配慮し、社会的責任を全うすると同時に、企業価値の向上に取り組むという当社の企業理念、経営ビジョンを十分に理解し、その実践に努めることができること
- B) 自身のキャリアを踏まえて事業、職務への深い知見を有すると同時に、経営資源の分配をはじめ、重要な経営事項の決定に際し、素材系、機械系、電力供給といった多岐にわたる当社の事業間のシナジー効果を十分に発揮できるよう、柔軟かつバランスの取れた判断ができること
- C) 変化の激しい環境において、迅速かつ果敢な判断ができること
- D) 取締役会の一員として、他の取締役に對し、積極的な提言、示唆を実施できること
- E) なお、社外取締役については、社外の公正中立な意見を取締役会の決議に反映させることで、適切なリスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから、上記A)乃至D)に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
 - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
 - b. 特に、当社の経営ビジョン・経営計画の推進にあたり必要なグローバルな知見もしくは当社の営む事業分野に対する知見があること
 - c. 当社の定める独立役員の基準を満たすこと

【監査等委員である取締役候補者指名にあたっての考え方】

当社の監査等委員である取締役は株主から負託を受けた役割を果たすため、以下の条件を満たす人物が望ましいと考え、この考え方に沿って候補者を指名します。

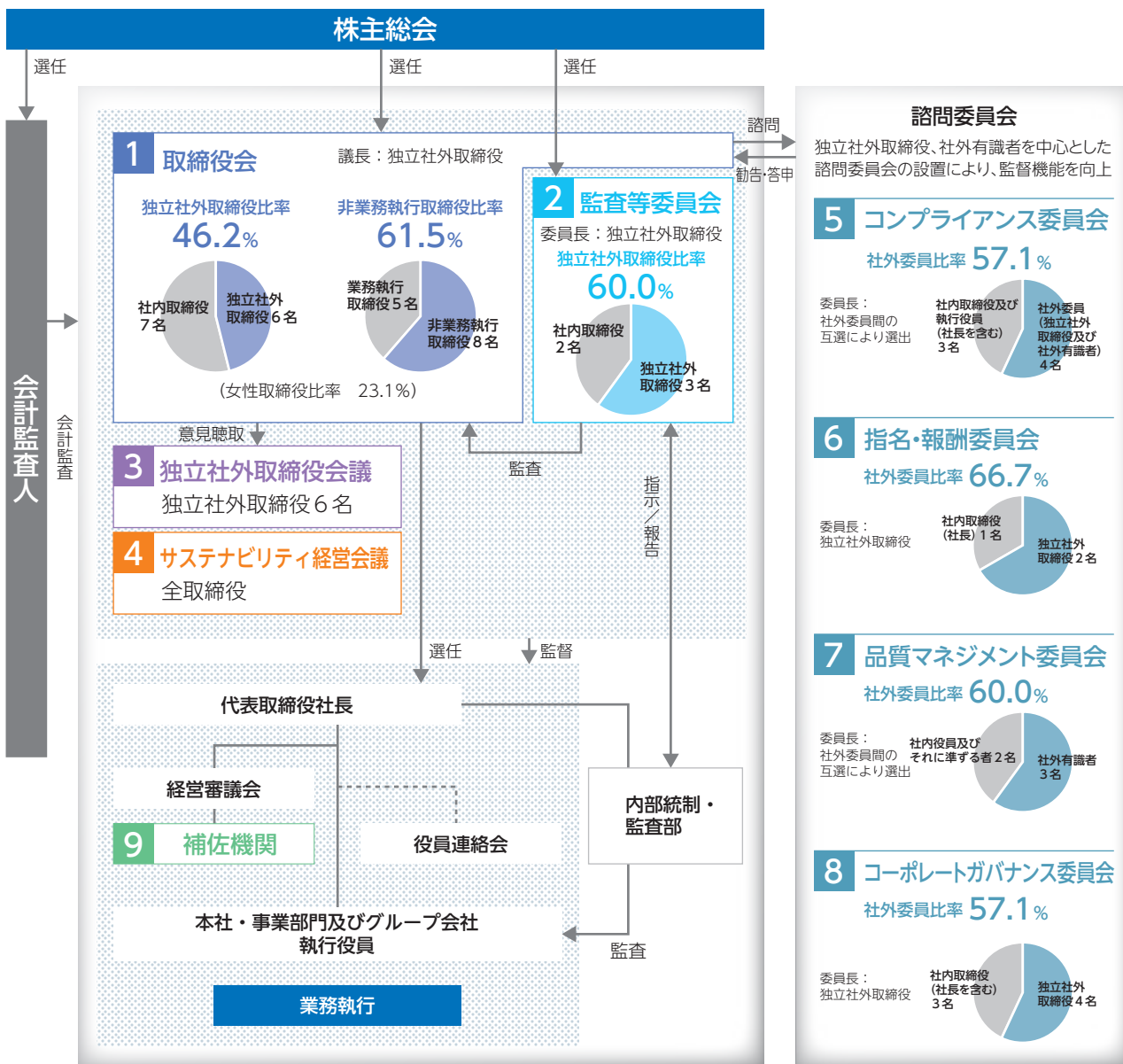
- A) 当社の多岐にわたる事業特性を十分に理解したうえで、会社法に定める職責・機能に基づき適正な監査・監督ができること
- B) 適法性監査にとどまらず、企業価値向上に資するよう、経営の妥当性にまで視野を広げ、取締役会で積極的な発言等ができること
- C) 監査等委員であることを踏まえて、取締役としての権限を適正に行使できること
- D) なお、少なくとも1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有する人物の登用を基本とします。
- E) また、監査等委員である社外取締役については、様々な視点から監査・監督機能が発揮されるよう法曹界、金融界、産業界等幅広い分野の出身者からそれぞれ招聘することを基本とし、その上で、その知見を活かして、監査等を通じて得た情報をもとに、適切なリスクテイクを後押しし、当社の中長期的成長をサポートすることができる人物が望ましいことから上記A)乃至C)に加えて、以下の条件を満たすことを求めます。
 - a. 豊富な経験と高い見識を有し、その経歴等に鑑みて、客観的・公正・中立な判断ができること
 - b. 当社の定める独立役員の基準を満たすこと

【独立役員の基準】

当社の社外取締役（監査等委員である社外取締役を含む。）は、以下の要件のいずれにも該当しない場合に、独立性を有するものとします。ただし、L）は監査等委員である社外取締役についてのみ適用されるものとします。

- A) 現在または過去における当社グループ（当社およびその子会社をいう。以下同じ。）の業務執行者（業務執行取締役、執行役および執行役員その他の使用人をいう。以下同じ。）
- B) 現在または過去5年間に於いて、近親者（2親等以内の親族をいう。以下同じ。）が当社グループの業務執行者であるもの
- C) 現在または過去3年間に於ける当社の主要な株主（議決権保有割合10%以上の株主をいう。）またはその業務執行者
- D) 現在または過去3年間に於ける当社の主要な取引先（直近3事業年度に於ける当社に対する支払額のうち最も高い額が当社の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。）またはその業務執行者
- E) 現在または過去3年間に於いて当社を主要な取引先とする者（直近3事業年度に於ける当社の支払額のうち最も高い額がその者の連結総売上高の2%を超える取引先をいう。）またはその業務執行者
- F) 現在または過去3年間に於いて当社の資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
- G) 現在または過去3年間に於いて当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（個人の場合には1,000万円／年または10万ドル／年のいずれか大きい額以上の額のものを用い、法人、組合等の団体である場合にはその団体の連結総売上高の2%以上の額のものを用い。）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者。但し、当該団体から報酬の支払を受けず、独自に自己の職務を遂行する者を除く。）
- H) 当社の会計監査人である公認会計士、または当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- I) 直近事業年度に於いて、当社から1,000万円／年または10万ドル／年もしくは当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附または助成を受けている組織の代表者もしくはそれに準ずる者
- J) 当社グループと社外役員の相互派遣の関係（当社グループに在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である場合をいう。）を有する会社の業務執行者
- K) 近親者が上記C)～J)（業務執行者については、取締役、執行役および執行役員に限り、法律事務所等の専門的アドバイザリーファームに所属する者については、社員およびパートナーに限る。）に該当する者
- L) 以下のa. からc. に該当する者の近親者
 - a. 現在または過去1年間に於ける当社の子会社の非業務執行取締役
 - b. 現在または過去1年間に於ける当社の子会社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、当該法人に所属する公認会計士もしくは税理士）
 - c. 過去1年間に於ける当社の非業務執行取締役

【ご参考】当社のコーポレートガバナンスの体制（第1号議案及び第2号議案をご承認いただいた場合の体制）



1 取締役会

実施項目	取組内容	目的
員数（監査等委員である取締役を含む。）	13名 ※うち、監査等委員である取締役5名	取締役会における実質的な議論の確保、監督機能の向上と多様性の両立
社外取締役員数	6名（46.2%） ※うち、監査等委員である取締役3名	社外の公正中立な視点や少数株主等ステークホルダーの視点の反映
独立社外取締役比率	3分の1以上	取締役会の公正性と透明性の向上及び企業としての成長戦略議論の更なる活性化
取締役会議長	原則、独立社外取締役から選定	
取締役の構成	業務執行取締役は社長のほか、全社として重点を置く特定機能を総括する取締役を配置 非業務執行取締役は8名（監査等委員である取締役5名、社外取締役3名）で取締役会全体の過半数	取締役会のモニタリング機能強化

2 監査等委員会

実施項目	取組内容	目的
員数	5名（うち、社外監査等委員3名）	透明性・公正性の担保、監査機能の強化
監査等委員の構成	社外監査等委員を法曹界、金融界、産業界出身等多様な領域から招聘	
監査等委員会委員長	原則、独立社外取締役から選定	
常勤監査等委員	2名設置	監査環境の整備、社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査による監査等委員会の職務執行の円滑化

（任意の会議体設置） 名称の末尾*印は取締役会の諮問機関

名称	基本的役割等
3 独立社外取締役会議	経営陣の指名や報酬以外の業務執行に関する情報提供と共有（適宜、業務執行取締役等も出席し情報提供・意見交換）
4 サステナビリティ経営会議	当社グループのサステナビリティに関する主要な活動（カーボンニュートラル、人材、品質等の分野における全社戦略）について、事業部門を含む執行側との幅広いかつ定期的な認識共有や意見交換を行うことで、取締役会のモニタリング機能を強化
5 コンプライアンス委員会*	企業活動における法令・倫理遵守のための活動に関する事項を審議
6 指名・報酬委員会*	最高経営責任者の選任を含む取締役・執行役員候補者の指名、選解任及び役員報酬制度等につき審議
7 品質マネジメント委員会*	当社グループにおける品質マネジメント強化活動の継続的なモニタリングと提言及び品質事案に対する再発防止策の実効性のモニタリングの実施
8 コーポレートガバナンス委員会*	当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本方針、取締役会の実効性に関する評価、取締役会の実効性向上に向けた施策等を審議

（経営審議会の補佐機関・・・9）

サステナビリティ推進委員会、リスクマネジメント委員会、事業ポートフォリオ管理委員会、GX戦略委員会、設備投資・投融資委員会、研究開発委員会、DX戦略委員会、KOBELCO TQM推進委員会、年金資産運用管理委員会

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

① 事業の経過及びその成果



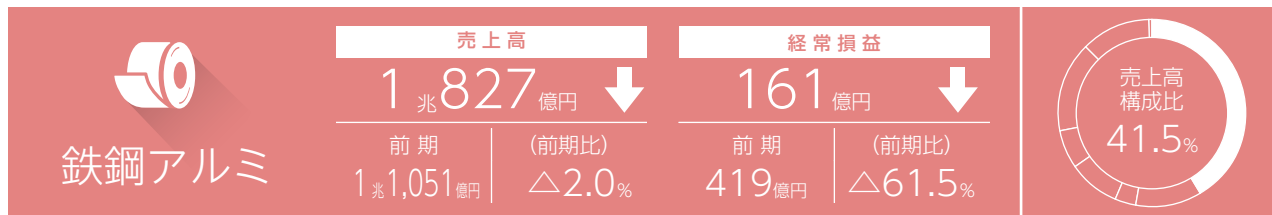
当期の我が国経済は、物価上昇や世界的な需要低迷を背景に一部で足踏みが見られるものの、個人消費や企業の生産活動を中心に持ち直しの傾向が継続しました。海外経済は、米国では堅調な雇用情勢及び個人消費を背景に景気は底堅く推移している一方、欧州では金利上昇に伴う景気の下押し圧力により足踏み状態が続きました。また、中国では金融緩和等により景気の押上げが図られているものの、不動産市場の低迷などにより国内需要は伸び悩んでおり、景気回復ペースは不透明な状況が続きました。

このような中、当社はKOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）に掲げる「安定収益基盤の確立」に向けた重点施策を着実に実行するとともに、引き続きものづくり力の強化や販売価格の改善に努めてまいりました。

この結果、当期の売上高は、前期に比べ706億円増収の2兆5,431億円となり、営業利益は、鉄鋼アルミでの販売数量の減少や在庫評価影響の悪化などがあったものの、原料炭価格の下落と販売価格改善の進展に伴う鉄鋼メタルスプレッドの改善、機械・エンジニアリングでの売上高の増加、電力での神戸発電所4号機の稼働や燃料費調整の時期ずれ影響の改善、売電価格に関する一過性の増益影響（売電価格の指標となる石炭の輸入貿易統計価格と当社購入価格の差異）などにより、前期に比べ1,002億円増益の1,866億円となりました。経常利益は、建設機械における北米でのエンジン認証に関する補償金収入の剥落や、自動車向けアルミパネル事業の再構築に伴う持分法による投資損失の計上などの減益要因があったものの、営業利益の増益により、前期に比べ540億円増益の1,609億円となりました。特別損益として、素形材などで固定資産の減損損失や、自動車向けアルミパネル事業の再構築に伴う合弁契約関連費用引当金の計上があったものの、子会社において固定資産の譲渡益を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純利益は前期に比べ369億円増益の1,095億円となりました。

当社は、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮して決定することとしております。これまで配当性向につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益の15%～25%程度を目安としておりましたが、当期より配当性向を同30%程度を目安とすることに变更しております。これに基づき当期の期末配当につきましては、1株につき45円とすることを決議いたしました。これにより年間の配当は、先にお支払いいたしました中間配当と合わせて、1株につき90円となります。

当社グループの事業別の事業の経過及びその成果は次のとおりであります。



●鉄鋼

鋼材の販売数量は、自動車向けの需要が増加した一方、厚板工場・仕上圧延機の更新影響などにより減少したことから、前期を下回りました。販売価格は価格改善の進展などにより、前期を上回りました。

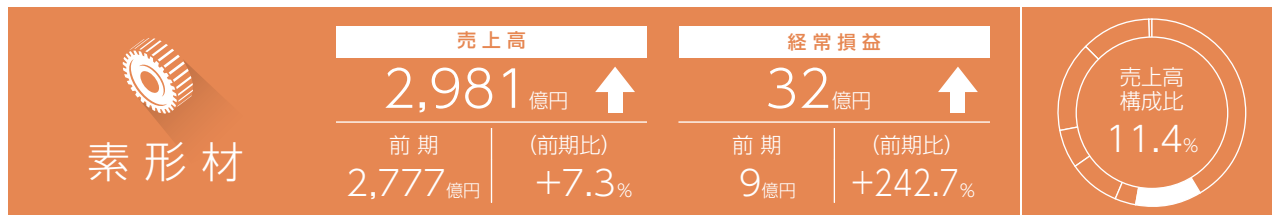
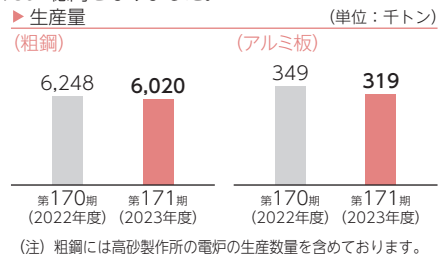
この結果、売上高は、前期比2.0%減の8,916億円となりました。経常利益は、原料炭価格の下落と販売価格改善の進展に伴うメタルスプレッドの改善があったものの、販売数量の減少や在庫評価影響の悪化などにより、前期に比べ97億円減益の392億円となりました。

●アルミ板

アルミ板の販売数量は、自動車向けは前期並であった一方、需要の調整局面にあるIT・半導体向け的大幅な減少により、前期を下回りました。販売価格は、価格改善の進展などにより、前期を上回りました。

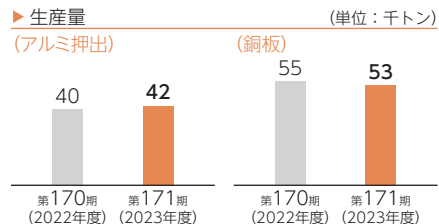
この結果、売上高は、前期比2.2%減の1,911億円となりました。経常損益は、販売数量の減少や在庫評価益の縮小に加えて、自動車向けアルミパネル事業の再構築に伴う持分法による投資損失の計上により、前期に比べ160億円悪化の231億円の損失となりました。

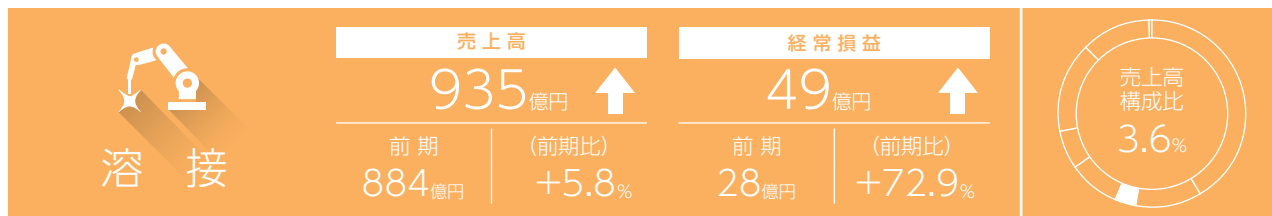
鉄鋼アルミ全体では、売上高は、前期比2.0%減の1兆827億円となり、経常利益は、前期に比べ258億円減益の161億円となりました。



素形材の販売数量は、造船向け需要を取り込んだ鋳鍛鋼、自動車向け需要が回復したアルミ押出、サスペンションで前期を上回りました。一方、IT・半導体向け需要の減少により、銅板、アルミ鋳鍛で前期を下回りました。

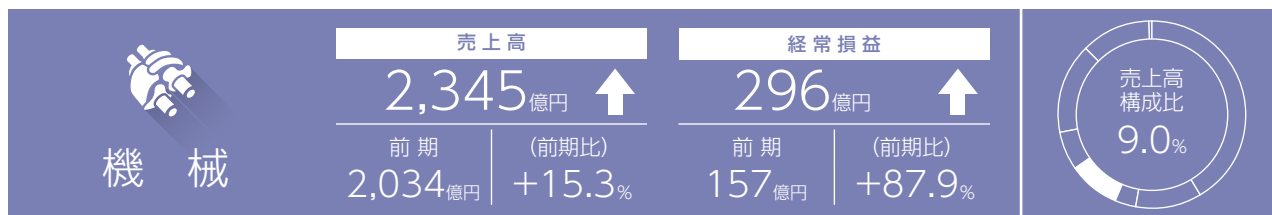
この結果、売上高は、前期比7.3%増の2,981億円となり、経常利益は、固定費を中心としたコストの増加などがあったものの、販売数量の増加や販売価格改善の進展などにより、前期に比べ22億円増益の32億円となりました。





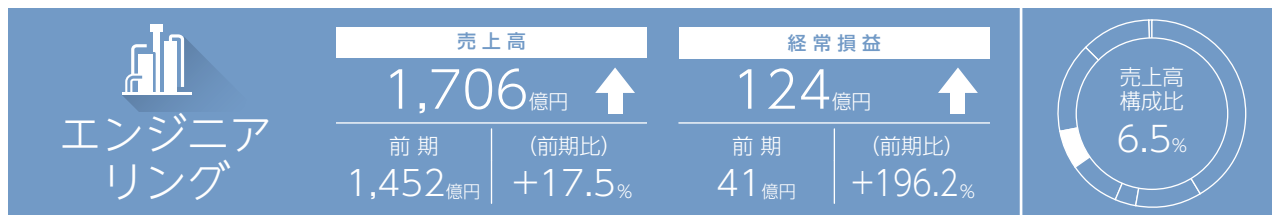
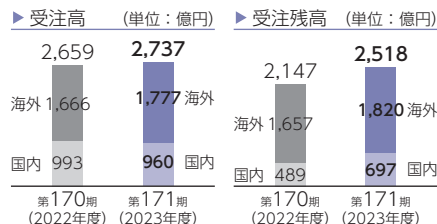
溶接材料の販売数量は、国内は前期並の一方、中国、東南アジアでの需要回復が遅れ、中国での日系自動車・建設機械向け需要減等により、前期を下回りました。販売価格は価格改善の進展などにより、前期を上回りました。

この結果、売上高は、前期比5.8%増の935億円となり、経常利益は、販売数量は減少したものの、販売価格改善の進展などにより、前期に比べ20億円増益の49億円となりました。



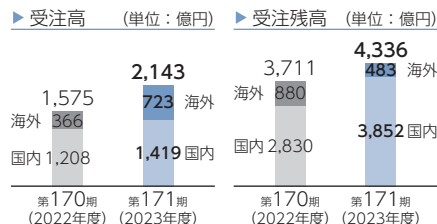
受注高は、石油化学やエネルギー分野を中心に好調に推移したこと等により、前期比2.9%増の2,737億円となり、受注残高は2,518億円となりました。

売上高は、既受注案件の進捗やサービス案件の増加により、前期比15.3%増の2,345億円となり、経常利益は、好調な受注を受けた受注採算の改善もあり、前期に比べ138億円増益の296億円となりました。



受注高は、還元鉄関連事業で海外大型案件を受注したことや廃棄物処理関連事業での堅調な受注などにより、前期比36.0%増の2,143億円となり、受注残高は4,336億円となりました。

売上高は、前期比17.5%増の1,706億円となり、経常利益は、前期に比べ82億円増益の124億円となりました。





建設機械

売上高		経常損益	
4,040 億円	↑	91 億円	↓
前期 3,817 億円	(前期比) +5.8%	前期 123 億円	(前期比) △25.9%



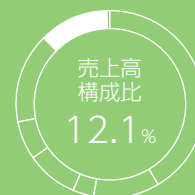
油圧ショベルの販売台数は、北米等で増加したものの、需要が低迷した中国やエンジン認証問題により欧州で減少したことから、前期を下回りました。クローラークレーンの販売台数は、欧州でのエンジン認証問題や生産・出荷のずれにより減少したものの、エンジン認証問題対応の進展等で北米を中心に増加したことにより、前期を上回りました。

この結果、売上高は、販売台数の減少があるものの、販売価格改善の進展等により、前期比5.8%増の4,040億円となり、経常利益は、販売価格改善の進展や円安による輸出採算の改善の一方、エンジン認証問題に関する補償金収入の剥落などにより、前期に比べ32億円減益の91億円となりました。



電力

売上高		経常損益	
3,159 億円	↓	857 億円	↑
前期 3,243 億円	(前期比) △2.6%	前期 245 億円	(前期比) +249.2%



販売電力量は、神戸発電所4号機の稼働により、前期を上回りました。販売電力単価は発電用石炭価格の変動に伴い前期比で下落しました。

この結果、売上高は、前期比2.6%減の3,159億円となり、経常利益は、神戸発電所4号機の稼働や、神戸発電所3・4号機における燃料費調整の時期ずれ影響の改善、神戸発電所1～4号機における売電価格に関する一過性の増益影響などにより、前期に比べ612億円増益の857億円となりました。

その他

売上高		経常損益	
108 億円	↓	48 億円	↓
前期 109 億円	(前期比) △1.5%	前期 48 億円	(前期比) △1.7%



売上高は、前期並の108億円となり、経常利益は、前期並の48億円となりました。

- (注) 1. 受注高・受注残高には、当社グループ間での受注の額を含んでおります。
 (注) 2. 当社グループの売上高には、調整額△671億円を含んでおります。なお、売上高構成比は、調整額を除いた各事業の売上高の合計をもとに算出しております。
 (注) 3. 従来、「その他」の区分に含めていたコベルコ科研は、所管の変更に伴い、当期より「機械」セグメントに含めております。

② 対処すべき課題等

<KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）の総括>

当社グループは、「KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）」で、「安定収益基盤の確立」と「カーボンニュートラルへの挑戦」の2つを最重要課題とし、素材系を中心とする収益力強化等の取組みを深化させて、新規電力プロジェクトの立上げが完遂し、収益貢献がフルに寄与する2023年度にROIC（投下資本収益率）5%以上の収益レベルを達成することを目指してまいりました。

「安定収益基盤の確立」については、「鋼材事業の収益基盤強化」、「新規電力プロジェクトの円滑な立上げと安定稼働」、「素材系事業の戦略投資の収益貢献」、「不採算事業の再構築」、「機械系事業の収益安定化と成長市場への対応」の5つの重点施策のうち、素材系事業の戦略投資案件は、アルミ系事業を中心に、需要拡大時期の後ろ倒し等により収益力が大きく低下しており、今後に課題を残しましたが、その他の施策を着実に進めるとともに、原料・資材、エネルギー価格や人件費等のコストアップ分の販売価格への転嫁にも注力した結果、2023年度の経常損益は1,609億円、ROICは6.7%と目標としていた5%以上を達成し、「安定収益基盤の確立」は計画どおり推進することができました。

また、「カーボンニュートラルへの挑戦」については、多様な技術と人材を競争力の源泉として、幅広い事業を営む当社グループの強みを活かし、社会に貢献できる新たなビジネスチャンスと捉え、グループ一丸となって取り組んでおります。具体的には、国内初の低CO₂高炉鋼材“Kobenable[®] Steel”の販売等、生産プロセスにおけるCO₂削減に加えて、当社グループの保有するMIDREX[®]技術をはじめ、自動車軽量化・電動化に寄与する素材・部品供給等、多様な技術を通じたCO₂排出削減貢献の取組みについても、着実に推進しております。

<当社グループを取り巻く事業環境>

当社グループを取り巻く事業環境は、カーボンニュートラルの実現など持続可能な社会に向けた要請の高まりや、地政学リスク等を背景とした原材料調達コスト高騰や地産地消へ向かうサプライチェーンの再構築、国内人口減少に伴う国内需要逡減や働き手不足の顕在化、生成AIに代表されるデジタル技術の急激な進歩等のリスクが想定される一方で、カーボンニュートラルの実現に向けた社会変革への貢献や、様々な変化に対応した新技術の開発・実装といった、新たな成長機会の創出も期待されます。

したがって、将来の社会課題へのソリューションとなり得る技術・製品・サービスをお客様へ提供できる事業構造への「変革」や、外部環境変化に柔軟に対応できるような人材・組織・制度等の「変革」に積極的に取り組んでいく必要があります。

<KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）>

本年5月公表の中期経営計画では、当社グループの重要な課題、当社グループを取り巻く事業環境を踏まえ、「稼ぐ力の強化」と「成長追求」、「カーボンニュートラルへの挑戦」の2つを最重要課題といたしました。

まず、「KOBELCOグループ中期経営計画（2021～2023年度）」の期間では、「安定収益基盤の確立」による事業の土台づくりに取り組み、一定の成果がありました。新たな「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」の期間では、「稼ぐ力の強化」によりその土台を更に強固なものとするとともに、土台から得られる様々な経営資源を「成長追求」や「カーボンニュートラルへの挑戦」に重点的に投入し、将来の成長機会も捕捉することで、新中期期間を通じて安定的にROIC 6%以上の収益レベルを確保し、好環境下においては、ROIC 8%の到達も目指してまいります。さらに、将来の姿として、ROIC 8%以上を安定的に確保し、持続的に成長する企業グループを目指します。

「カーボンニュートラルへの挑戦」については、エネルギー転換等を新たなビジネスチャンスと捉え、当社グループの保有する多様な技術によるCO₂排出削減貢献や既存事業の拡大に加えて、技術のかけ合わせ等による新たな事業機会の創出や新規事業化も積極的に推進してまいります。また、当社グループの生産プロセスについても、引き続き当社独自技術の開発推進、外部の革新技术の活用等により、製鉄プロセス及び電力事業のロードマップに沿った取組みの具体化を進め、2030年で2013年度比30～40%のCO₂を削減し、2050年でのカーボンニュートラル実現に挑戦し、達成を目指してまいります。

加えて、これらを実現・加速させる手段・ドライバーとして、事業構造や人材・組織・制度等の変革（X）や、人材・技術・事業のかけ算（X）など、「KOBELCOらしさ」による様々な「X＝変革・かけ算」の取組みについて、AX～GXの7つの「X」を設定し、それらを「KOBELCO-X（コベルコ エックス）」と総称して、当社グループ全体でサステナビリティ経営の強化に取り組み、企業価値を向上させて魅力ある企業へ変革を果たし、「未来に挑戦できる事業体」の確立を目指してまいります。

なお、「KOBELCOグループ中期経営計画（2024～2026年度）」の内容の詳細につきましては、当社ホームページ（<https://www.kobelco.co.jp>）プレスリリース欄をご参照ください。

<4つの重点施策>

最重要課題である「稼ぐ力の強化」と「成長追求」、「カーボンニュートラルへの挑戦」を実現するために、4つの重点施策、具体的には、「将来の外部環境を見据えた“事業基盤の再整備”」、「既存事業における“新たな需要の捕捉”、“事業の幅の拡大”による成長」、「生産プロセスのCO₂削減」、「変革を通じたサステナビリティ経営の強化」を着実に実行してまいります。

「将来の外部環境を見据えた“事業基盤の再整備”」については、需要拡大時期の後ろ倒しやものづくり力の課題等により、過去に実施した戦略投資案件の収益化に時間を要しているアルミ板並びにアルミ素形材事業において、早期収益化に向けて数量増や価格改善、コストダウン等のベース収益改善の取組みに注力するとともに、アルミ板分野の自動車パネル事業における他社との協業も含め、事業再構築に取り組んでまいります。加えて、鉄鋼や溶接等その他の素材系事業においても、人口減少に伴う国内需要の縮小や、新興国での需要の増加、カーボンニュートラル対応に伴う原材料管理の厳格化等による地産地消ニーズの拡大等に対応した、グローバルでの競争力維持への取組みを検討してまいります。

「既存事業における“新たな需要の捕捉”、“事業の幅の拡大”による成長」については、エネルギー転換等に関連した事業拡大や新規需要を絶好の機会と捉え、機械やエンジニアリング事業を中心に、既存製品の拡販強化に加えて、新規事業化も積極的に推進してまいります。また、建設機械事業を中心に、従来のものビジネスを中心とした事業活動で培った情報や技術・ノウハウと、DX関連技術のかけ算により、コト売りやソリューションビジネス等の新たな事業領域の拡大にも取り組んでまいります。

「生産プロセスのCO₂削減」については、鋼材と電力の事業継続に向けて、鋼材事業では高炉へのHBI多配合等に取り組むとともに、HBI多配合のための低炭素鉄源確保については、エンジニアリング事業と協力して事業化を推進してまいります。また、電力事業についても、石炭火力発電所におけるアンモニア混焼等に取り組み、生産プロセスにおけるCO₂削減目標の達成への道筋具体化を進めてまいります。

「変革を通じたサステナビリティ経営の強化」については、本年4月より取締役会のモニタリング機能の更なる強化と、執行側の推進体制の強化を目的とした組織改正を実施しており、今後はこの体制のもと、KOBELCOらしい変革である「KOBELCO-X」に取り組んでまいります。具体的には、「既存事業の深化」×「新たな事業機会の探索」という「両利きの経営」を意味するAXにより「稼ぐ力の強化」×「成長の追求」を推進するとともに、「当社グループのカーボンニュートラルの実現」×「グリーン社会への貢献」を目指すGXにより「カーボンニュートラルへの挑戦」に取り組んでまいります。加えて、AXとGXは事業戦略の両輪と位置付けており、BX、CX²、DX、EX、FXの5つの「X」が推進力となって事業戦略の実現を図るとともに、企業活動の前提となる経営基盤の強化にも継続的に取り組み、サステナビリティ経営の強化を目指してまいります。

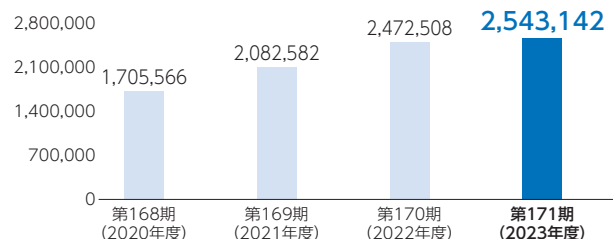
<事業管理指標について>

当社グループは、7つの事業管理指標を設定し、2019年4月より運用を開始していましたが、本年4月より、グループ企業理念の実現に向けた中長期的な重要課題であるマテリアリティに関する指標及び目標を再設定するとともに、その中で重点管理する指標を事業管理指標とする運用に変更しております。引き続き非財務指標も含めてグループ全体で企業価値向上に向けた取組みを推進・強化してまいります。

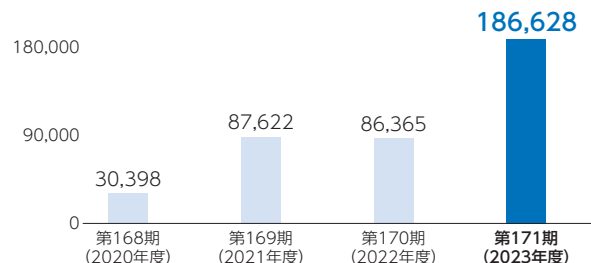
(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第168期 (2020年度)	第169期 (2021年度)	第170期 (2022年度)	第171期 (2023年度)
売上高 (百万円)	1,705,566	2,082,582	2,472,508	2,543,142
（うち海外売上高）	573,685	722,559	783,480	733,899
営業損益 (百万円)	30,398	87,622	86,365	186,628
経常損益 (百万円)	16,188	93,233	106,837	160,923
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	23,234	60,083	72,566	109,552
1株当たり当期純損益	64円05銭	160円23銭	183円80銭	277円38銭
総資産 (百万円)	2,582,873	2,728,745	2,874,751	2,919,774
純資産 (百万円)	769,375	872,346	977,653	1,127,346
1株当たり純資産	1,958円57銭	2,066円48銭	2,314円31銭	2,675円13銭

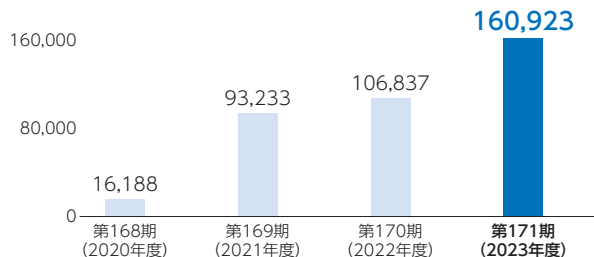
売上高 (百万円)



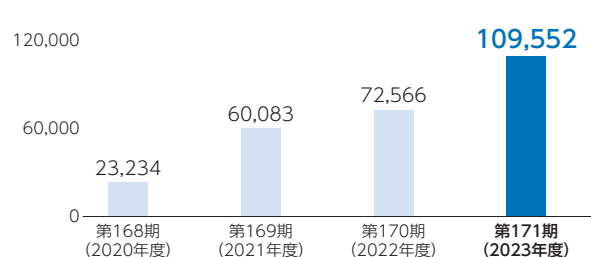
営業損益 (百万円)



経常損益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)



(3) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、主として次に掲げる事業を行っております。

区 分		主 要 な 製 品 ・ 事 業 内 容
鉄鋼アルミ	線 材 条 鋼	普通線材、特殊線材、特殊鋼線材、普通鋼棒鋼、特殊鋼棒鋼
	薄 板 、 厚 板	厚板、中板、薄板（熱延・冷延・表面処理）
	ア ル ミ 板	飲料缶用アルミ板、自動車用アルミ板、熱交換器用アルミ板、磁気ディスク用アルミ基板
	そ の 他	鋼片、鋳物用銑、製鋼用銑、スラグ製品、建材、各種特殊鋼製品、各種鋼線
素 形 材	鋳 鍛 鋼	船用部品・電機部品・産業機械部品等
	ア ル ミ 鋳 鍛	アルミニウム合金及びマグネシウム合金鋳鍛造品（航空機用部品、自動車用部品等）
	チ タ ン	チタン及びチタン合金
	サスペンション	アルミニウム合金鍛造品及び加工品（自動車用部品）
	ア ル ミ 押 出	アルミ押出材及び加工品（自動車用押出材、自動車用部品、鉄道車輛押出材等）
銅 板	半導体用伸銅板条、自動車端子用伸銅板条、リードフレーム	
鉄 粉	鉄粉	
溶	接	溶接材料（各種被覆アーク溶接棒、自動・半自動溶接用ワイヤ、フラックス）、溶接ロボット、溶接電源、各種溶接ロボットシステム、溶接関連試験・分析・コンサルティング業
機	械	エネルギー・化学関連機器、原子力関連機器、タイヤ・ゴム機械、樹脂機械、超高圧装置、真空成膜装置、金属加工機械、各種圧縮機、冷凍機、ヒートポンプ、各種プラント（製鉄圧延、非鉄等）、各種内燃機関、特殊合金他新材料（ターゲット材等）、各種材料の分析・解析、FPD・半導体検査装置
エ ン ジ ニ ア リ ン グ		各種プラント（還元鉄、ペレタイジング、石油化学、原子力関連、水処理、廃棄物処理等）、土木工事、新交通システム、化学・食品関連機器
建 設	機 械	油圧ショベル、ミニショベル、ホイールローダ、クローラークレーン、ラフテレーンクレーン、作業船
電	力	電力供給
そ の 他		高圧ガス容器製造業、超電導製品、総合商社

(4) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

本 社	社	神戸（本店）、東京
支 社	社	大阪、名古屋
支 店	店	北海道（札幌市）、東北（仙台市）、北陸（富山市）、中四国（広島市）、九州（福岡市）、沖縄（那覇市）
海 外	外	デトロイト、バンコク、上海、ミュンヘン
研 究 所	所	神戸（神戸市）
工 場	鉄 鋼 ア ル ミ	加古川（兵庫県）、神戸（神戸市）、真岡（栃木県）
	素 形 材	高砂（兵庫県）、長府（山口県）、大安（三重県）
場	溶 接	藤沢（神奈川県）、茨木（大阪府）、西条（広島県）、福知山（京都府）
	機 械 エ ン ジ ニ ア リ ン グ	高砂（兵庫県）

(注) 1. 「海外」には、現地統括会社を記載しております。

(注) 2. 重要な子会社等の本社の所在地は、(5)「重要な子会社等の状況」に記載しております。

(5) 重要な子会社等の状況

(子会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
日本高周波鋼業(株)〔東京都〕	12,721百万円	51.83	特殊鋼鋼材の製造、販売
神鋼鋼線工業(株)〔兵庫県尼崎市〕※1	8,062百万円	43.63	線材二次製品の製造、販売及び各種構造物の建設工事の請負
神鋼物流(株)〔神戸市〕	2,479百万円	97.68	港湾運送、内航海運、通関、貨物自動車運送、倉庫、工場構内諸作業請負
神鋼ボルト(株)〔千葉県市川市〕	465百万円	100.00	建築・橋梁用等各種ボルトの製造、販売
(株)コベルコE&M〔神戸市〕	150百万円	100.00	各種プラント・機械の設計、製作、据付、配管及び保全工事
神鋼汽車鋁材(天津)有限公司〔中国〕※1	884,000千元	100.00	自動車パネル用アルミ板材の製造、販売
Kobelco Precision Technology Sdn. Bhd.〔マレーシア〕	19,000千マレーシアリングギット	100.00	ハードディスクドライブ用磁気ディスク基板の製造、販売
Kobelco Millcon Steel Co., Ltd.〔タイ〕	2,830百万タイバーツ	75.00	特殊鋼線材、普通鋼線材の製造、販売
神鋼汽車鋁部品(蘇州)有限公司〔中国〕	239,681千元	85.00	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobe Aluminum Automotive Products, LLC〔米国〕※1	154,000千米ドル	97.66	自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の製造、販売
Kobelco Aluminum Products & Extrusions Inc.〔米国〕※1	24,000千米ドル	100.00	自動車向けバンパー材及び骨格材の製造、販売
青島神鋼溶接材料有限公司〔中国〕	211,526千元	90.00	溶接材料の製造、販売、溶接ロボットシステムとパーツの販売
Kobelco Welding of Korea Co., Ltd.〔韓国〕	6,554百万ウォン	87.74	溶接材料の製造、販売
コベルコ・コンプレッサ(株)〔東京都〕	7,400百万円	51.00	空気圧縮機の製造、販売、サービス
神鋼造機(株)〔岐阜県大垣市〕※1	388百万円	100.00	内燃機関、変速機、試験機等の製造、販売
(株)コベルコ科研〔神戸市〕	300百万円	100.00	各種材料の分析・試験、構造物の評価及びターゲット材、半導体・FPD等検査装置の製造、販売
神鋼無錫圧縮機股份有限公司〔中国〕※1	150,000千元	70.00	圧縮機の製造、販売
神鋼圧縮機製造(上海)有限公司〔中国〕※1	87,796千元	100.00	圧縮機及び関連製品の開発・製造、当社製品の販売・サービス
Kobelco Industrial Machinery India Pvt. Ltd.〔インド〕※1	863百万インドルピー	100.00	ゴム混練機及びゴム二軸押出機の製造、販売
Quintus Technologies AB〔スウェーデン〕※1	10百万スウェーデンクローネ	100.00	等方圧加圧装置及びシートメタルフォーミング装置の設計、製造、販売、サービス
Kobelco Advanced Lube-System Asia Co., Ltd.〔韓国〕	7,909百万ウォン	96.36	非汎用圧縮機の組立業務、非汎用圧縮機・樹脂機械等の補機部品製造等
Kobelco Compressors America, Inc.〔米国〕※1	5千米ドル	100.00	プロセスガス用圧縮機システム、冷凍機システム、部品等の製造、販売

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
(株)神鋼環境ソリューション〔神戸市〕	6,020百万円	100.00	各種環境プラントの設計・製作・建設・保守点検、各種産業用機器装置の設計・製作・保守点検
神鋼環境メンテナンス(株)〔神戸市〕※1	80百万円	100.00	水処理施設及び廃棄物処理施設の運転等
Midrex Technologies, Inc.〔米国〕※1	1千米ドル	100.00	MIDREX®プロセス(直接還元製鉄法)プラントの設計・販売
コベルコ建機(株)〔東京都〕	16,000百万円	100.00	建設機械の製造、販売
コベルコ建機日本(株)〔千葉県市川市〕※1	490百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
トーヨースギウエ(株)〔高松市〕※1	350百万円	100.00	建設機械・産業機械の販売・賃貸・修理・設置の業務
神鋼建機(中国)有限公司〔中国〕※1	2,522,314千元	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
成都神鋼建機融資租賃有限公司〔中国〕※1	374,199千元	88.95	リース業務
Kobelco Construction Machinery Southeast Asia Co., Ltd.〔タイ〕※1	2,279百万タイバート	100.00	建設機械の製造、販売
Kobelco Construction Equipment India Pvt. Ltd.〔インド〕※1	4,512百万インドルピー	100.00	建設機械の製造、販売、サービス
Kobelco Construction Machinery Europe B.V.〔オランダ〕※1	8,800千ユーロ	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco International (S) Co., Pte. Ltd.〔シンガポール〕※1	1,058百万円	100.00	建設機械の販売、サービス
Pt. Daya Kobelco Construction Machinery Indonesia〔インドネシア〕※1	1,312,592百万インドネシアルピア	100.00	建設機械の販売、サービス
Kobelco Construction Machinery U.S.A. Inc.〔米国〕※1	2千米ドル	100.00	建設機械の販売、サービス
(株)コベルコパワー神戸〔神戸市〕	3,000百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー真岡〔栃木県真岡市〕	600百万円	100.00	電力供給
(株)コベルコパワー神戸第二〔神戸市〕	300百万円	100.00	電力供給
神鋼投資有限公司〔中国〕	1,775,939千元	100.00	中国における事業統括会社
Kobe Steel USA Holdings Inc.〔米国〕	205千米ドル	100.00	米国における事業会社の株式保有

(関連会社)

会社名〔本社所在地〕	資本金	議決権比率(%)	主要な事業内容
関西熱化学(株)〔兵庫県尼崎市〕	6,000百万円	24.00	コークス類その他各種化学工業品の製造、販売
日鉄神鋼建材(株)〔東京都〕	300百万円	35.00	土木・建築用製品の製造、販売
鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司〔中国〕※1	700,000千元	49.00	高張力冷延鋼板の製造、販売
Ulsan Aluminum, Ltd.〔韓国〕	657,661百万ウォン	50.00	アルミ板母材の製造
PRO-TEC Coating Company, LLC〔米国〕※1	123,000千米ドル	50.00	亜鉛めっき鋼板、高張力冷延鋼板の製造、販売
日本エアロフォージ(株)〔岡山県倉敷市〕	1,850百万円	40.54	大型鍛造品の製造、販売
(株)ほくとう〔青森県八戸市〕※1	30百万円	34.00	土木、建設、工作、鉱山、輸送、電気機械等の製作販売、修理及び賃貸
神鋼商事(株)〔大阪市〕※1※2	5,650百万円	36.17	鉄鋼、非鉄金属、機械等の売買及び輸出入
新生コベルコリース(株)〔神戸市〕	3,243百万円	20.00	建設機械・産業機器・事務機器・その他動産のリース・割賦販売
TC神鋼不動産(株)〔神戸市〕	3,037百万円	25.00	不動産分譲、不動産賃貸、保険代理

(注) 1. 上表の※1印は、子会社保有の株式を含めております。

(注) 2. 上表の※2印は、退職給付信託として拠出している株式を含めております。

(注) 3. 当期において、Kobelco Advanced Lube-System Asia Co., Ltd.を新たに追加いたしました。

(注) 4. 当期において、神鋼汽車鋁部件(蘇州)有限公司の株式を追加取得したことにより、同社に対する当社グループの議決権比率は60.00%から85.00%となりました。

(注) 5. 前期に記載しておりました杭州神鋼建設機械有限公司は、建設機械の製造及び販売の機能を神鋼建機(中国)有限公司に集約し、現在事業活動を行っていないため、当期より記載しておりません。

(注) 6. 当期において、Ulsan Aluminum, Ltd.は、増資を実施したことから、資本金が657,661百万ウォンとなりました。

(注) 7. 2024年4月1日付でトーヨースギウエ(株)は(株)ササイナカムラ及び(株)ワイズヨシハラを吸収合併し、コベルコ建機トータルサポート(株)に商号を変更いたしました。

(6) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は、工事（検収）ベースで1,052億円であります。

(7) 資金調達の状況

当期中に当社グループは、借入金返済資金の一部に充当するため、無担保社債200億円を発行しました。また、借入金返済資金、鉄鋼事業及び電力事業を中心とするカーボンニュートラル関連投資の一部に充当するため、ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債500億円を発行しました。

加えて、2024年4月25日に、借入金返済資金の一部に充当するため、無担保社債200億円を発行しました。

(8) 主要な借入先及び借入額（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
(株)みずほ銀行	123,905
(株)三菱UFJ銀行	89,991
(株)日本政策投資銀行	84,508
(株)三井住友銀行	75,604

(注) 上記のほか、(株)みずほ銀行、(株)三菱UFJ銀行、及び(株)三井住友銀行をそれぞれ幹事とするシンジケートローンが、合わせて31,700百万円ありますが、各借入先の借入金残高には含めておりません。

(9) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

(単位：名)

区分	従業員数
鉄鋼アルミ	12,145
素形材	4,595
溶接	2,390
機械	6,113
エンジニアリング	3,920
建設機械	6,849
電力	303
その他又は全社	1,735
合計	38,050

(注) 従業員数は就業人員数であります。

② 当社の従業員の状況

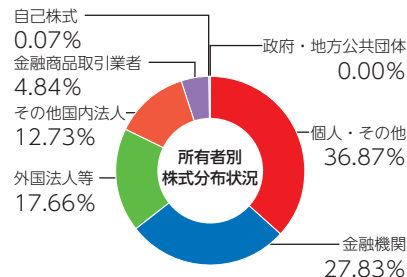
従業員数	11,534名
前期末比増減	166名増
平均年齢	39.7歳
平均勤続年数	15.4年

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

(注) 2. 上記従業員数には、出向者800名を含んでおりません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 600,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 396,345,963株
 (3) 株主数 243,379名
 (4) 大株主 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)	当社の大株主への出資状況	
			持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	61,384	15.50	—	—
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	15,291	3.86	—	—
日本製鉄(株)	10,735	2.71	6,744	0.71
JPモルガン証券(株)	5,308	1.34	—	—
日本生命保険(相)	5,059	1.28	—	—
野村信託銀行(株) (投信口)	4,834	1.22	—	—
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,648	1.17	—	—
(株)シマブンコーポレーション	4,420	1.12	—	—
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMSP RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT	4,392	1.11	—	—
神戸製鋼所従業員持株会	4,322	1.09	—	—

- (注) 1. 当社は、自己株式274,087株を保有しております。大株主の当社に対する持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 (注) 2. 当期中に当社が単元未満株式の買取りにより取得した株式は、8,997株 (取得価額の総額は14,681,160円) 、単元未満株式の買増請求により処分した自己株式は、147株 (処分価額の総額は296,086円) です。
 (注) 3. 当期中に当社が中長期インセンティブ報酬として役員株式給付信託 (Board Benefit Trust) を通じて取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) に交付した株式数は、次のとおりです。株式の給付は信託期間中の3年毎の一定期日及び取締役の退任時 (引き続き執行役員に就任する場合を除く。) に行っており、当期は、その株式給付の期日ではないことから、取締役退任者にのみ株式を交付しております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、その職責に鑑み、中長期インセンティブ報酬の対象外としております。当社の役員報酬制度については、「3. 会社役員に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)	20,000株	2名

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	山 口 貢	
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	勝 川 四 志 彦	経営企画部、財務経理部、海外拠点（本社所管）の総括
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	永 良 哉	内部統制・監査部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所（直属部門）の総括、全社コンプライアンスの総括
取締役執行役員	坂 本 浩 一	安全・環境部、品質統括部、知的財産部の総括、技術開発本部の総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括、全社品質の総括、全社TQM活動推進の総括
取締役執行役員	宮 岡 伸 司	事業開発部、IT企画部の総括、全社システムの総括
取締役	馬 場 宏 之	当社取締役会議長
取締役	伊 藤 ゆ み 子	イトウ法律事務所代表、 NIPPON EXPRESSホールディングス(株)社外取締役
取締役	北 川 慎 介	豊トラスティ証券(株)社外監査役、 (一社)日本商事仲裁協会理事長
取締役 (監査等委員・常勤)	石 川 裕 士	
取締役 (監査等委員・常勤)	松 本 群 雄	
取締役 (監査等委員)	河 野 雅 明	当社監査等委員会委員長、 (株)オリエントコーポレーション取締役会長（兼）会長執行役員
取締役 (監査等委員)	三 浦 州 夫	河本・三浦法律事務所代表、旭情報サービス(株)社外監査役、 住友精化(株)社外取締役
取締役 (監査等委員)	関 口 暢 子	(株)ダスキン社外取締役、 エイチ・ツー・オー リテイリング(株)社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役馬場宏之、取締役伊藤ゆみ子、取締役北川慎介、取締役河野雅明、取締役三浦州夫及び取締役関口暢子の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 当社は、取締役馬場宏之、取締役伊藤ゆみ子、取締役北川慎介、取締役河野雅明、取締役三浦州夫及び取締役関口暢子の6氏を、独立役員として金融商品取引所に届け出ております。
- (注) 3. 取締役河野雅明氏及び取締役関口暢子氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・取締役河野雅明氏は、長年銀行業務に従事しておりました。
・取締役関口暢子氏は、企業の財務・経理部門において長年業務に従事しておりました。
- (注) 4. 当社は、常勤の監査等委員を監査等委員会にて選定しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報の収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査により、監査等委員会の職務執行をより円滑にするためであります。
- (注) 5. 当社と(株)ダスキンとの間には、取引関係はございますが、開示すべき特別な関係はございません。
- (注) 6. 当社と社外役員のその他の兼職先との間には、開示すべき特別な関係はございません。

(注) 7. 当期中の退任取締役は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	退任年月日
取締役	興 石 房 樹	2023年6月21日
取締役	柴 田 耕 一 朗	2023年6月21日

(注) 8. 2024年4月1日付で、地位又は担当もしくは重要な兼職の状況が変更になった取締役の変更後の地位並びに担当及び重要な兼職の状況は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	勝 川 四 志 彦	
取締役副社長執行役員 (代表取締役)	永 良 哉	内部統制・監査部、安全・環境部、法務部、総務・CSR部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、ラグビーセンター、支社・支店、高砂製作所（直属部門）の総括、全社コンプライアンスの総括、全社安全衛生の総括、全社環境防災の総括
取締役執行役員	坂 本 浩 一	品質統括部、技術戦略企画部、知的財産部の総括、技術開発本部の総括、全社品質の総括、全社TQM活動推進の総括、全社技術開発の総括
取締役	山 口 貢	

【ご参考】 当社の執行役員制度について

当社は執行役員制度を導入しており、2024年4月1日現在の執行役員の体制及び担当は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	竹 内 正 道	機械事業部門長、同管理本部長
	宮 崎 庄 司	鉄鋼アルミ事業部門長
執 行 役 員	有 村 仁	鉄鋼アルミ事業部門真岡製造所長
	入 谷 一 夫	機械事業部門技術本部長、同管理本部副本部長
	岡 野 康 司	安全・環境部、法務部、人事労政部、建設技術部、機材調達部、高砂製作所（直属部門）の担当、全社安全衛生の担当、全社環境防災の担当
	奥 村 英 樹	エンジニアリング事業部門プロジェクトエンジニアリングセンター、CWDセンターの担当
	蔭 木 陽 一	機械事業部門新事業推進本部長、同管理本部副本部長
	加 藤 丈 晴	素形材事業部門鋳鍛鋼ユニット、アルミ鋳鍛ユニット、チタンユニットの担当
	門 脇 良 策	素形材事業部門長
	上谷内 洋 一	エンジニアリング事業部門安全品質環境部、新規事業推進室、原子力・復興プロジェクト部、社会インフラ部の担当
	木 澤 尊 彦	鉄鋼アルミ事業部門事業戦略部長
	木 下 俊 英	鉄鋼アルミ事業部門システム技術部、資源化推進部の担当、鉄鋼アルミ事業部門長特命事項の担当、同技術企画部長
	木 本 和 彦	経営企画部、財務経理部、海外拠点（本社所管）の総括、社長特命事項の担当、IR活動について総務・CSR部総括役員を支援
	後 藤 有 一 郎	社長付
	猿 丸 正 悟	機械事業部門生産本部長、同管理本部副本部長、新規事業企画について事業部門長を支援
	末 永 和 之	溶接事業部門長
	高 田 泰 史	素形材事業部門アルミ押出・サスペンションユニット、銅板ユニットの担当、同鉄粉ユニット長
	谷 川 正 樹	鉄鋼アルミ事業部門アルミ板ユニット長
中 西 元	鉄鋼アルミ事業部門自動車事業企画室、自動車板材営業部、名古屋鉄鋼・アルミ板営業部の担当、同薄板ユニット長、全社自動車プロジェクトの担当	
中 村 昭 二	鉄鋼アルミ事業部門加古川製鉄所長	

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	中 森 慶太郎	内部統制・監査部、総務・CSR部、ラグビーセンター、支社・支店の担当、全社コンプライアンスの担当
	西 口 昭 洋	素形材事業部門技術総括部、品質保証部、高砂管理部（素形材安全環境室）、高砂品質保証部の担当、同長府製造所（品質保証部、総務部安全環境室）、大安製造所（品質保証室、鋳鍛開発室、総務部安全環境室）の担当
	西 野 都	技術開発本部長
	宝 田 澄 和	鉄鋼アルミ事業部門企画管理部、原料部の担当
	三 原 雄 二	鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長
	三 宅 義 浩	鉄鋼アルミ事業部門自動車板材商品技術部、同技術開発センターの担当、同自動車板材全般の担当、同鋼材商品技術全般について各ユニット長を支援
	元 行 正 浩	エンジニアリング事業部門長、全社建設業の担当
	森 田 大 三	海外拠点（本社所管）の担当、経営企画部長
	山 地 敏 行	財務経理部長
	吉 武 邦 彦	電力事業部門長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と「(1) 取締役」に記載の監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、「(1) 取締役」に記載のすべての取締役（監査等委員である取締役を含む。）との間で、会社法第430条の2第1項に定める補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において補償することとしております。当該契約においては、取締役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、次の措置を講じております。

- ①同項第2号の損失を補償するためには、確定判決又は当社が適正と認める和解の成立を前提とすること
- ②取締役が不正な利益を図り、もしくは会社に損害を加える目的で職務を執行したものであったことが判明した場合、又は会社に対する説明に重要な点で虚偽があったことが判明した場合には、補償の対象外とするともに、すでに受領した補償額の返還を請求できること

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、有用な人材確保、職務執行の萎縮の防止のため、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役員及び当社取締役会決議にて「重要な使用人」として選任された者を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

経営者の適切なリスクテイクを可能とすべく、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟及び株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等の総額

区分	人員 (名)	支払総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			備考
			基本報酬	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	10 (3)	475 (40)	289 (40)	117 (-)	67 (-)	報酬支給人員、支払額には、当期中に退任した社内取締役 (監査等委員を除く。) 2名を含めております。
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	5 (3)	102 (44)	102 (44)	- (-)	- (-)	
合計	15	577	391	117	67	

(注) 1. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬額は、2022年6月22日開催の第169回定時株主総会において、基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額460百万円以内、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額を1事業年度当たり総額240百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は、8名 (うち、社外取締役は3名)、業績連動報酬の支給対象の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、5名でした。また、2022年6月22日開催の第169回定時株主総会において、取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) を対象に、中長期インセンティブ報酬として導入している株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust)) に当社株式の取得資金として拠出する金額の上限を3事業年度分として360百万円以内、各事業年度毎に付与されるポイント数を424,100ポイント以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での中長期インセンティブ報酬の支給対象の取締役の員数 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) は、5名でした。また、監査等委員である取締役に対する報酬額は、2016年6月22日開催の第163回定時株主総会において、基本報酬の支給限度額を1事業年度当たり総額132百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の基本報酬の支給対象の監査等委員である取締役は、5名 (うち、社外取締役は3名) でした。

(注) 2. 役員賞与は支給していません。

(注) 3. 業績連動報酬の総額は、支給見込み額であり、中長期インセンティブ報酬の総額は、付与ポイントの費用計上額であります。

(注) 4. 当社の取締役の個人別の報酬等につきましては、取締役会にて決議された「役員報酬制度の基本方針」に基づき、指名・報酬委員会にて承認を得た内規にその詳細な算定方法を定めており、これに従い、その内容を決定しています。なお、当期の取締役の個人別の報酬等につきましては、当該内規に基づいて決定されていることから、取締役会として決定方針に沿うものであると判断しております。

(注) 5. 2024年4月1日付で、2022年6月22日開催の第169回定時株主総会にて決議いただいた報酬上限額の範囲内にて、役員報酬制度の一部改正を行っております。なお、当該報酬制度につきましては、指名・報酬委員会の審議を経ており、2024年1月31日開催の取締役会にて決議しております。改正後の役員報酬制度の基本方針につきましては、次のとおりです。

役員報酬制度の基本方針

① 役員報酬制度の基本的な考え方

- 1) 当社の持続的発展を担う優秀な人材を確保し、適切に報奨することができる制度であること。
- 2) 広くステークホルダーと価値観を共有し、短期的な成長のみならず中長期的な成長の追求を促すことができる制度であること。
- 3) 連結業績目標の達成を動機づけていくにあたり、各々の役員が果たすべき役割を最大限発揮すべく、事業ごとの特性を十分に考慮した制度とすること。
- 4) 報酬制度の在り方、見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討することで、報酬決定にかかる判断の客観性や透明性を確保すること。

② 報酬体系

- 1) 株主総会決議に基づき、取締役会にて個別の役員報酬の算定方法を含む「役員報酬規程」、「役員報酬規程細則」、「役員業績連動報酬規程」、「役員株式給付規程」を定めます。
- 2) 当社の役員報酬は、役位・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬 (固定給) と、単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役、及び監査等委員である取締役はその役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。なお、報酬ランクは、委嘱業務の職責の大きさを考慮して社長が決定し、指名・報酬委員会及び取締役会に報告するものとします。
- 3) 業績連動報酬のうち組織業績反映分の基準額は役位・報酬ランク毎の基本報酬の40~60%程度、個人評価反映分は役位・報酬ランク毎の基本報酬の△5~5%程度、中長期インセンティブ報酬の単年度付与価値は役位・報酬ランク毎の基本報酬の25~30%程度に設定します。
- 4) 株主総会の決議に基づく、各報酬の限度額等

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬

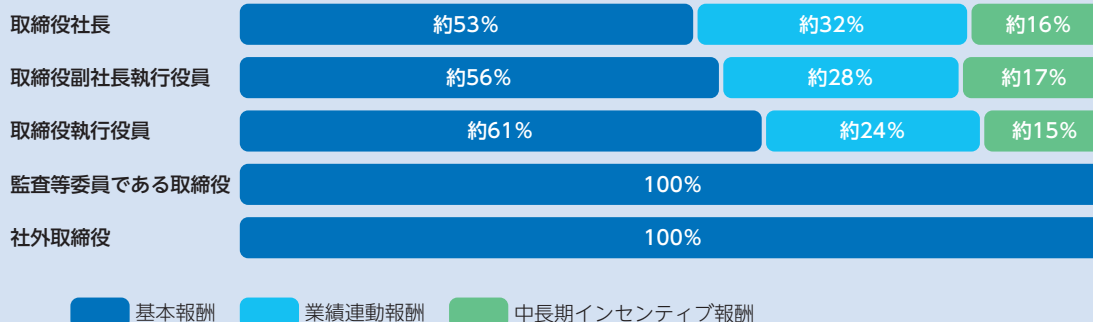
基本報酬の支給限度額	1事業年度当たり総額460百万円以内
業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額	1事業年度当たり総額240百万円以内
中長期インセンティブ報酬の付与上限ポイント	1事業年度当たり424,100ポイント以内

(注) 本定時株主総会に上程しております第4号議案及び第5号議案をご承認いただいた場合、業績連動報酬の上限額に相当する支給限度額は、1事業年度当たり総額387百万円以内、中長期インセンティブ報酬の付与上限ポイントは、1事業年度当たり471,200ポイント以内となります。

監査等委員である取締役の報酬 (基本報酬のみ) 1事業年度当たり総額132百万円以内

<ご参考>役員報酬体系

報酬等の構成は、以下のとおりです。役員毎の種類別報酬割合については、高い成果、責任が求められる高い役員ほど業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬の比率を高めています。



※業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬は業績に応じて支給額が変動し、その変動範囲は、業績連動報酬の組織業績反映分では基準額の0～200%、中長期インセンティブ報酬では基準額の0～120%です。なお、上図における業績連動報酬の組織業績反映分及び中長期インセンティブ報酬の割合は、それぞれの支給額が基準額の100%である場合を示しています。また、上図以外に、業績連動報酬の個人評価反映分を基本報酬の△5～5%の範囲で支給します。

※取締役執行役員は標準的な報酬ランクの場合を示しています。

③ 業績連動報酬の仕組み

- 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、中期計画に掲げる経営管理指標を基礎として業績目標を設定し、各事業部門も同様に各事業部門毎の経営管理指標を基礎として業績目標を設定の上、それぞれの目標達成度に応じて、役員・報酬ランク毎の基準額に0～200%を乗じて支給額を決定します。なお、算定の基礎となる経営管理指標については、取締役会にて定めます。
- 業績連動報酬のうち個人評価反映分は、委嘱業務・事業ユニットの業績、目標達成の度合いその他を含めた総合評価とし、役員・報酬ランク毎の基本報酬に△5～5%を乗じて支給額を決定します。総括役員または事業部門長の評価は社長が決定し、その他執行役員の評価は総括役員または事業部門長が一次評価をし社長が決定します。評価の内容については指名・報酬委員会に報告するものとします。
(注) 個人評価反映分は、各役員の委嘱業務におけるESG関連の取組状況も総合的に勘案し評価しております。
- 役員・報酬ランク毎の基準額、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員業績連動報酬規程」に定めます。
- 経営管理指標は、事業報告にて開示します。
(注) 資本コストを意識した経営資源の効率化と経営基盤の強化を促進するため、「ROIC」を評価指標としております。なお、算定においては、中期経営計画で掲げるROIC 8%を達成した際に支給係数が最大(200%)となります。

④ 中長期インセンティブ報酬の仕組み

- 中長期インセンティブ報酬は、企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めることを目的に、役員株式給付信託(Board Benefit Trust)と称される仕組みを採用します。株式給付については、役員・報酬ランク毎の基準額をもとに算出された基準ポイント数に、毎期の親会社株主に帰属する当期純利益、配当実施状況及びESG関連指標の実績に応じて0～120%を乗じたポイント数を付与し、信託期間中の3年毎の一定期日に、付与されたポイント数に応じて当社株式を給付します。
(注) 当社では株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけていることから「親会社株主に帰属する当期純利益(以下、当期利益)」を評価指標としております。なお、算定における基準値は配当政策に掲げている配当性向を目安として当期利益794億円としています。また、ESGに関する各種経営課題の解決を積極的に推進し進めることができるよう、ESG関連指標も評価指標としております。具体的には、ESGの全ての観点から客観的に評価するために、グローバルに展開する主要なESG評価機関の評価を指標としており、基準値は「CDP気候変動スコアA」、「FTSE ESGスコア3.9以上」、「MSCI ESGレーティングAAA」としております。
- 役員・報酬ランク毎の基準ポイント数、係数の算定方法は「役員報酬規程細則」及び「役員株式給付規程」に定めます。
- 信託による株式取得資金として原則として、3年毎に1,100百万円を拠出します。ただし、信託期間の末日に信託財産内に残存株式がある場合には、以降の信託対象期間における原資に充当し、1,100百万円から残存株式等の金額を控除した金額を拠出額とします。
(注) 本定時株主総会に上程しております第5号議案をご承認いただいた場合、3年毎の株式取得資金の拠出額は1,250百万円となります。

⑤ 報酬額の決定及び支給の時期

- 基本報酬は、役員・報酬ランクに基づく基本報酬を12か月で割った月額を役員就任月より毎月支給します。月の途中で委嘱業務の異動等により基本報酬に変更が生じた場合は、変更翌月より変更後の報酬を支給します。
- 業績連動報酬のうち組織業績反映分は、毎事業年度終了後、算定式に基づき決定し、定時株主総会の実施月の翌月末までに一括支給します。個人評価反映分は、毎事業年度終了後に個人評価結果に応じて算定式に基づき決定した金額を組織業績反映分と合わせて支給します。
- 中長期インセンティブ報酬は、毎事業年度終了後に算定式に基づきポイントを決定し毎年6月30日に付与します。株式等の給付は信託期間中の3年毎の一定期日に行います。

⑥ 報酬水準の決定方法

外部の専門機関による役員報酬調査データ等に基づき、当社の企業規模、並びに役員が果たすべき職責に見合う報酬水準となるよう設定します。

⑦ 報酬の方針の決定・検証方法

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬制度に関する方針は取締役会決議にて、監査等委員である取締役の報酬の方針は監査等委員全員の協議により決定します。
- 報酬制度の在り方、また見直しの必要性については、指名・報酬委員会にて検討し、見直しが必要と判断される場合は、制度設計の見直しを取締役に上程し、取締役会にて決議します。

【ご参考】

各報酬に係る指標の基準値及び実績

報酬項目	業績連動報酬	中長期インセンティブ報酬
指標	ROIC	親会社株主に帰属する当期純利益
2023年度基準値	5.0%	794億円
2023年度実績値	6.7%	1,095億円

(注) 2023年度の業績連動報酬（組織業績反映分）の算定における基準値は中期経営計画（2021～2023年度）に掲げる目標を踏まえROIC 5%としていました。

最近事業年度における取締役会及び指名・報酬委員会の活動内容

役員報酬に関する以下の内容について、指名・報酬委員会にて審議、取締役会への答申を行った後、取締役会で決議されています。

開催時期	審議・決議内容
2023年9月、11月、12月、2024年1月	役員報酬制度の改正（業績連動報酬比率の見直し、社外取締役報酬の見直し、ESG関連指標の導入、役員報酬上限額変更議案の株主総会への上程、役員報酬制度の基本方針の見直し）
2024年5月	株式給付信託（BBT）への追加拠出 2023年度の業績連動報酬額及び中長期インセンティブ報酬額

【業績連動報酬のうち組織業績反映分の算定方法】

$$\text{業績連動報酬 (組織業績反映分)} = \text{役員・報酬ランク毎の基準額※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2}$$

※1 役員・報酬ランク毎の基準額

役員・報酬ランク毎の基準額は、「役員報酬規程細則」において定めています。

※2 評価指標に基づく係数

評価対象期間のROICを評価指標とし、以下の算式に基づいて算出します。

なお、事業部門業績反映分における適用事業部門は、受給予定者毎に各人の委嘱業務に基づいて決定します。また、委嘱業務が本社部門（技術開発本部含む）、及び電力事業部門の場合は、事業部門業績反映分の対象外とし、以下の算式に関わらず、「全社業績反映分×1.0」にて算出します。

$$\begin{aligned} \text{評価指標に基づく係数 (\%)} &= \text{(A) 全社業績反映分 (\%)} \times 0.7 + \text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)} \times 0.3 \\ \text{(A) 全社業績反映分 (\%)} &= \left[\frac{100}{3} \times \text{全社連結ROIC} - \frac{2}{3} \right] \times 100 \\ \text{(B) 事業部門業績反映分 (\%)} &= \left[\frac{100}{3} \times \text{各事業部門連結ROIC} - \frac{2}{3} \right] \times 100 \end{aligned}$$

※全社業績反映分、及び事業部門業績反映分は、小数点以下の端数を四捨五入し、それぞれ0%を下回る場合は0%、200%を上回る場合は200%とします。

【中長期インセンティブ報酬の付与ポイントの算定方法】

$$\text{付与ポイント数} = \text{役員・報酬ランク毎の基準ポイント数※1} \times \text{評価指標に基づく係数※2}$$

※1 役員・報酬ランク毎の基準ポイント数

役員・報酬ランク毎の基準ポイントは、「役員報酬規程細則」において定めています。

※2 評価指標に基づく係数

配当、当期利益及びESG関連指標の実績に応じて決定します。

(6) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

	取締役会 出席回数 (出席率)	監査等委員会 出席回数 (出席率)	取締役会・監査等委員会における発言状況及び 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 馬場 宏之	19回中19回 (100%)	—	産業界における当社とは異なる事業領域での豊富な経験や、経営者としての高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、取締役会議長、指名・報酬委員会委員長及びコーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 伊藤 ゆみ子	19回中19回 (100%)	—	弁護士としての法曹界における経験や、産業界における当社とは異なる事業領域での法務を中心とした経営者としての豊富な経験から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 北川 慎介	19回中19回 (100%)	—	資源エネルギー分野をはじめ経済産業政策に関わる豊富な経験及び当社とは異なる事業領域での経験に基づく産業界全般に対する高い見識から、経営に係る助言及び提言を行っております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行うとともに、コーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 (監査等委員) 河野 雅明	19回中19回 (100%)	17回中17回 (100%)	金融機関での与信管理・財務管理に関する豊富な経験や、金融機関等の経営者としての高い見識など、金融界における知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員会委員長、指名・報酬委員及びコーポレートガバナンス委員としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 三浦 州夫	19回中19回 (100%)	17回中17回 (100%)	裁判官及び弁護士としての法曹界における豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、コンプライアンス委員会委員長としても、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しており、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。
取締役 (監査等委員) 関口 暢子	19回中19回 (100%)	17回中17回 (100%)	産業界における当社とは異なる事業領域での財務、会計及び経営管理に関する豊富な経験に基づく高い見識と、上場企業での社外役員としての豊富な知見から、経営に係る助言及び提言を行っております。また、コンプライアンスに係る問題に対しても、積極的に意見を表明しております。加えて、独立社外取締役会議において、業務執行側から情報共有を受け、それに係る独立社外取締役間での活発な議論をもとに、独立した客観的立場から、当社の経営に対するモニタリング機能を担う一員として業務執行側に様々な助言及び提言を行っているほか、監査等委員として、積極的に事業所往査などにも取り組んでおります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	区 分	支 払 額 (百万円)
①	当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	177
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	559

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の①の金額にはこれらの金額の合計額を記載しております。
- (注) 2. 監査等委員会は、会計監査人の前期の監査実績も踏まえながら、当期の監査計画の内容や報酬の算定根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行いました。
- (注) 3. 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「事業管理に関するアドバイザー業務」等を委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号記載のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意のもとに監査等委員会が会計監査人を解任します。

また、会計監査人が会計監査を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断した場合、監査等委員会が当該会計監査人の解任又は不再任に係る議案の内容を決定のうえ、取締役会が株主総会に提出します。

5. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、中長期的な視野に立った事業展開を推進することにより、グループ全体での企業価値向上に努めております。

成果の配分につきましては、当社の財政状態、業績の動向、先行きの資金需要等を総合的に考慮することとし、配当につきましては、継続的かつ安定的に実施していくことを基本としつつ、各期の業績および配当性向等を勘案して決定してまいります。

内部留保資金につきましては、将来の成長のために必要な投資等に充てることを通じて、収益力の向上に努めるとともに、財務体質の改善・強化を進めてまいります。

また、業績に応じた利益配分を考慮する上で、基準とする配当性向につきましては、当面の間、連結純利益の30%程度を目安といたします。

剰余金の配当につきましては、会社法第459条第1項および第460条第1項に基づき、取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

これに基づき、定款に定める基準日である中間期末および期末に、年2回の配当を取締役会決議により実施することを基本としております。それ以外を基準日とする配当を行なう場合には、別途取締役会にて基準日を設定したうえで行ないません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流 動 資 産	1,465,737
現金及び預金	278,844
受取手形	29,485
売掛金	343,663
契約資産	37,077
商品及び製品	273,677
仕掛品	160,420
原材料及び貯蔵品	276,552
その他の	70,183
貸倒引当金	△4,165
固 定 資 産	1,454,036
有 形 固 定 資 産	1,034,413
建物及び構築物	282,093
機械装置及び運搬具	558,045
工具、器具及び備品	15,055
土地	136,138
建設仮勘定	43,080
無 形 固 定 資 産	39,276
ソフトウェア	25,273
その他の	14,003
投 資 そ の 他 の 資 産	380,346
投資有価証券	245,023
長期貸付金	3,223
繰延税金資産	36,282
退職給付に係る資産	22,263
その他の	94,905
貸倒引当金	△21,351
資 産 合 計	2,919,774

科 目	金 額
負 債 の 部	
流 動 負 債	989,010
支払手形及び買掛金	477,198
短期借入金	165,943
未払金	65,119
未払法人税等	43,133
契約負債	67,502
賞与引当金	26,544
製品保証引当金	18,209
受注工事損失引当金	5,994
解体撤去関連費用引当金	1,989
その他の	117,373
固 定 負 債	803,417
社債	115,000
長期借入金	542,486
リース債務	40,045
繰延税金負債	3,674
再評価に係る繰延税金負債	3,253
退職給付に係る負債	65,615
合併契約関連費用引当金	9,245
その他の	24,097
負 債 合 計	1,792,427
純 資 産 の 部	
株 主 資 本	914,360
資本金	250,930
資本剰余金	116,325
利益剰余金	548,951
自己株式	△1,847
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	142,202
その他有価証券評価差額金	70,610
繰延ヘッジ損益	△6,911
土地再評価差額金	4,707
為替換算調整勘定	45,950
退職給付に係る調整累計額	27,845
非 支 配 株 主 持 分	70,784
純 資 産 合 計	1,127,346
負 債 純 資 産 合 計	2,919,774

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売	上		2,543,142
売	上 原 価		2,107,149
売	上 総 利 益		435,992
販	売 費 及 び 一 般 管 理 費		249,364
営	業 利 益		186,628
営	業 外 収 益		
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,479	
	そ の 他	23,058	30,538
営	業 外 費 用		
	支 払 利 息	14,640	
	そ の 他	41,603	56,243
経	常 利 益		160,923
特	別 利 益		
	固 定 資 産 売 却 益	29,379	29,379
特	別 損 失		
	減 損 損 失	18,783	
	合 併 契 約 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	9,245	28,029
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			162,274
	法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	54,791	
	法 人 税 等 調 整 額	△9,000	45,790
当 期 純 利 益			116,483
	非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,931
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			109,552

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金額
資産の部	
流動資産	812,148
現金及び預金	43,431
受取手形	499
売掛金	144,934
契約資産	2,722
商品及び製品	135,357
仕掛品	118,676
原材料及び貯蔵品	207,517
前払費用	5,512
短期貸付金	3,380
未収入金	90,766
その他金	42,475
貸倒引当金	16,926
	△54
固定資産	1,004,119
有形固定資産	510,891
建物	91,355
構築物	40,077
機械及び装置	275,382
車両運搬具	771
工具、器具及び備品	6,806
土地	63,443
建設仮勘定	33,054
無形固定資産	12,592
ソフトウェア	11,600
施設利用権	166
その他	825
投資その他の資産	480,635
投資有価証券	149,425
関係会社株式及び出資金	221,191
長期貸付金	93,185
前払年金費用	12,761
その他	11,435
貸倒引当金	△7,363
資産合計	1,816,267

科 目	金額
負債の部	
流動負債	586,631
買掛金	299,677
短期借入金	112,880
未払金	5,029
未払費用	40,218
未払法人税等	29,888
契約負債	5,035
預り金	38,155
前受収益	8,711
賞与引当金	244
製品保証引当金	11,876
注工事損失引当金	1,518
解体撤去関連費用引当金	4,280
資産除却負債	1,989
その他	8
固定負債	27,118
社長期借入金	27,118
繰延税金負債	115,000
退職給付引当金	318,702
合併契約関連費用引当金	24,918
資産除却負債	2,661
その他	51,146
	9,245
	681
	4,637
負債合計	1,113,626
純資産の部	
株主資本	642,052
資本金	250,930
資本剰余金	122,697
利益剰余金	122,697
その他利益剰余金	269,370
固定資産圧縮積立金	269,370
繰越利益剰余金	1,700
自己株式	267,670
評価・換算差額等	△945
その他有価証券評価差額金	60,589
繰延ヘッジ損益	62,192
	△1,603
純資産合計	702,641
負債純資産合計	1,816,267

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		1,326,810
売 上 原 価		1,179,137
売 上 総 利 益		147,672
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		90,138
営 業 利 益		57,534
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,098	
そ の 他	22,313	67,412
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,036	
そ の 他	30,602	37,638
経 常 利 益		87,307
特 別 損 失		
合 併 契 約 関 連 費 用 引 当 金 繰 入 額	9,245	
減 損 損 失	6,523	15,769
税 引 前 当 期 純 利 益		71,538
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8,496	
法 人 税 等 調 整 額	△2,489	6,006
当 期 純 利 益		65,531

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

【ご参考】 連結キャッシュ・フローの状況 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金 額	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	205,284	
投資活動によるキャッシュ・フロー	△53,724	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△81,213	
現金及び現金同等物に係る換算差額	4,846	
現金及び現金同等物の増減額	75,192	
現金及び現金同等物の期首残高	203,394	
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額	141	
現金及び現金同等物の期末残高	278,728	

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社 神戸製鋼所
取締役会 御中有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島久木
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大槻櫻子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚本健

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社神戸製鋼所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社 神戸製鋼所
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中島久木
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大槻櫻子
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	塚本健

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社神戸製鋼所の2023年4月1日から2024年3月31日までの第171期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検査する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第171期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他内部統制部門と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及びこれに基づく各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びこれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 企業集団の内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、これに基づく各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社 神戸製鋼所 監査等委員会

監査等委員会委員長 河野 雅 明 ㊞
監査等委員（常勤） 石川 裕 士 ㊞
監査等委員（常勤） 松本 群 雄 ㊞
監査等委員 三浦 州 夫 ㊞
監査等委員 関 口 暢 子 ㊞

(注) 監査等委員河野雅明、監査等委員三浦州夫、監査等委員関口暢子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
上場証券取引所	東京証券取引所プライム市場 名古屋証券取引所プレミアム市場
公告方法	電子公告とし、当社ホームページ (https://www.kobelco.co.jp) に掲載いたします。なお、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載いたします。
株主名簿管理人 特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行(株)

【株式のお手続きに関するお問い合わせ先】

■ 書面交付請求のお手続きについて

次回以降の株主総会において、新たに株主総会招集ご通知全体の書面でのお受け取りを希望される場合には、以下の当社株主名簿管理人三菱UFJ信託銀行又は口座を開設している証券会社にお問い合わせのうえ、株主総会の議決権行使基準日（毎年3月31日）までにお手続きください。

※ 本定時株主総会においてすでに書面交付請求いただいた方で、引き続き書面交付を希望される場合、新たなお手続きは不要です。

<お問い合わせ先>

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電子提供制度専用ダイヤル 0120-696-505 ○通話料無料（受付時間）土・日曜日、祝日を除く 午前9時～午後5時

■ 当社株式に関する住所・氏名等の変更、配当金振込指定・変更、単元未満株式買取・買増請求及び相続等のご相談、お手続きについて

<お問い合わせ先>

〒541-8502

大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

0120-094-777 ○通話料無料（受付時間）土・日曜日、祝日を除く 午前9時～午後5時

※ 証券会社にお預けの当社株式については、お預けの証券会社にお問い合わせください。

※ 未受領配当金のお受け取りのお手続きについては、三菱UFJ信託銀行(株)にお問い合わせください。



神戸・須磨の海を美しく！「One Action Beach Clean」に初参画

2023年11月11日、当社は、NPO法人須磨ユニバーサルビーチプロジェクト（須磨UBP）、ネスレ日本（株）と共同で、須磨海岸清掃活動「One Action Beach Clean」を実施しました。神戸市の須磨海岸は関西有数の景勝地として知られており、2008年、神戸市は、「須磨海岸を守り育てる条例」を制定し、地元のボランティア団体とともに須磨海岸の環境保全に力を入れています。

今回実施した「One Action Beach Clean」は、車いすで海を楽しめる「ユニバーサルビーチ」の普及に取り組む須磨UBPと、須磨UBPの賛助会員法人であるネスレ日本（株）との共催イベントとして2019年よりスタート。当社は、地元神戸の企業として交流のあったネスレ日本（株）の紹介を受け、今回初めて参画しました。

イベント当日、当社からはグループ社員及びその家族約50名、ネスレ日本（株）と須磨UBPを合わせ約100名が参加しました。一見、美しい砂浜も、目をこらすと青や赤の細かなプラスチックゴミが多く「自然の色ではないので目につく」「せっかくのきれいなビーチ、もっときれいにしたくなる」という声が聞かれました。



ディスクロージャー優良企業（2023年度）に選定 ～鉄鋼・非鉄金属部門で初の1位～

当社は、公益社団法人日本証券アナリスト協会が実施する、2023年度「証券アナリストによるディスクロージャー優良企業選定」の鉄鋼・非鉄金属部門において、初の第1位に選定されました。

この制度は、日頃企業と接している証券アナリストが客観的な基準に基づき、企業による情報開示の質や量、タイミング等について評価を行い優秀企業を表彰するもので、1995年から毎年実施されています。

本選定における5つの評価項目のうち、当社は「経営陣のIR姿勢、IR部門の機能、IRの基本スタンス」及び「ESGに関連する情報の開示」において第1位となり、高い評価をいただきました。

当社は、「戦略的・体系的情報発信」をIR活動の方針として掲げ、経営層と社員が一丸となって取り組む「全員参加型のIR」を基本姿勢として取り組んでおります。この受賞を励みに、今後も資本市場との建設的な対話を通じて、企業価値向上に尽力してまいります。

ディスクロージャー
2023年度 優良企業



SAAJ 公益社団法人
日本証券アナリスト協会
The Securities Analysts Association of Japan

当社ホームページでは、さらに詳しい情報を掲載しています。
<https://www.kobelco.co.jp/sustainability/index.html>



株主総会会場ご案内図

会場

神戸市中央区港島中町6丁目11番1
神戸国際展示場2号館(1階)

日時

2024年6月19日(水曜日)
午前10時(午前9時開場予定)

交通機関

[神戸新交通ポートライナー]

会場へはポートライナー「三宮駅」にて乗車、
「市民広場駅」下車、西へ徒歩約3分

ポートライナー「三宮駅」は、JR三ノ宮駅、
阪急電鉄・阪神電鉄神戸三宮駅、神戸市営地下
鉄三宮駅、同地下鉄三宮・花時計前駅乗りかえ



お願い

- 当日は、会場周辺の道路の渋滞も予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- 節電のため、株主の皆様におかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



あしたにいいこと、
KOBELCOと。

UD
FONT